

第六十三回
参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和四十五年三月十七日(火曜日)
午前十時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 栗原 祐幸君
理事 小林 章君
成瀬 橋治君
鈴木 一弘君
瓜生 清君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
伊藤 五郎君
岩動 道行君
大竹平八郎君
鬼丸 勝之君
津島 文治君
中山 太郎君
矢野 登君
木村禧八郎君
戸田 菊雄君
松本 賢一君
横川 正市君
上林繁次郎君
渡辺 武君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官 藤田 正明君
大蔵大臣官房審議官 高木 文雄君
大蔵省主計局次長 船後 正道君
大蔵省主税局長 細見 卓君
大蔵省国際金融局長 奥村 輝之君

国税庁長官 吉國 二郎君
事務局側 常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵省主税局長 早田 肇君
制第三課長

本日の会議に付した案件

○国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○国税通則法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○木村禧八郎君 それでは、国税通則法のこの改正についての質問を中心に大臣にお尋ねしたいのですが、その前に、一つだけ、この前、戸田委員が大蔵大臣に入場税について質問しましたが、その際の大蔵大臣の答弁では、これはあまりに無責任だと思ふ。

この前は、大蔵大臣は、私に、はっきりと、四十五年度でこの問題については前向きに処理するといふことを言われた。約束されたんですよ。ですから、もし今度のこの国会でできないなら、次にはどうするぐらいのことを具体的にあなた言わないと、これは無責任だと思ふ。それで、最近、大蔵大臣は無責任が非常に多いんです。たとえば

交付税の借り上げについても、それは四十四年度であらうことはやらぬといふことは自治省と約束してあるんですよ。それもやったでしょう。総合予算主義だつてまた侵しているでしょう。あなたはもう公約を守らないという傾向があります。特に入場税についてははっきりと約束されたんですよ。それから、国会の約束を、この間のような答弁で、あれで解決したと、済ましたと思つたらたいへんな問題ではないかと思ふ。ですから、もし今度できないなら、どうしてできないのか、そうしてこの次はどう処理するのか、この間の答弁に対してどう責任をとるのか、だからこの次はこうすると、今度はこうこうでできないからとはつきりそこを釈明されませんと、私はこの間はつきり約束されたことに対してあのような答弁では納得できない。この問題についてお伺いしてから本論に入りたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 入場税につきましても、私も非常に残念に思つてゐるんです。率直に申し上げますが、今回の税制改正にあたりましては、大蔵当局におきましては入場税の軽減案をつくつたのです。それは、競輪とか、あるいは競馬でありますとか、そういうようなものは軽減するわけにはいかない。しかし、その他のいわゆる文化的といひますか、そういうものにつきましてはひとつ思い切つて軽減いたしましうと、そういう趣旨の原案をつくつたのです。ところが、一方におきまして物品税の問題というのが出てきた。物品税はこの際一切手を触れたくない、そういう考えがあつたわけでありまして、物品税とこの入場税は、多少似通つたところがあるのであります。そういうようなところから、この入場税の軽減案を出しますと、物品税のほうにこれが波及するおそれがあるから、入場税をこゝで手をつけ

交付税の借り上げについても、それは四十四年度であらうことはやらぬといふことは自治省と約束してあるんですよ。それもやったでしょう。総合予算主義だつてまた侵しているでしょう。あなたはもう公約を守らないという傾向があります。特に入場税についてははっきりと約束されたんですよ。それから、国会の約束を、この間のような答弁で、あれで解決したと、済ましたと思つたらたいへんな問題ではないかと思ふ。ですから、もし今度できないなら、どうしてできないのか、そうしてこの次はどう処理するのか、この間の答弁に対してどう責任をとるのか、だからこの次はこうすると、今度はこうこうでできないからとはつきりそこを釈明されませんと、私はこの間はつきり約束されたことに対してあのような答弁では納得できない。この問題についてお伺いしてから本論に入りたいと思ひます。

るということになると、それが、一波万波、物品税全体にたいへんな影響を及ぼしてくるというのつぎぎならない形勢がありまして、私も、最後の段階で、非常に残念とは思つたのであります。が、今回はこれを犠牲にせざるを得ないなど、こういう判断をせざるを得なかつたわけなんでありまして。さういふわけで、この入場税問題は、確かに、本委員会におきまして、これは四十五年度において軽減措置を講じますと、こういうことを申し上げたことはよく記憶しておるわけなんでありまして、そういうような状況でできなかったことはまことに私も遺憾千万に存じておるわけでございまして。なるべくすみやかなる機会にこの考え方を實現をいたしたい、かような考えでございまして。

○木村禧八郎君 すみやかというのは、次の国会あたりですか、次の年度ですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ次の年度と、まあ常識的にはなりませんが、私の気持ちには、とにかく次の年度と言わず、なるべく早く、こういうふうであります、まあ結論としては来年度に相なるうかと、かように存じます。

○木村禧八郎君 もう少しこれを詰めたかと思ふのですけれども、またの機会に質問いたします。○国税通則法に関して私はまだ一べんも質問してなかつたのですが、きょうは、質問調査権を中心

にこれから大臣の御意見を伺いたいと思ひます。御承知のように、今度の国税通則法の改正の趣旨は、提案理由にもございまして、最近における社会・経済の諸情勢の進展に即し、納税者の権利救済制度の整備充実をはかることが必要である」と考えてこの改正案を出したというのが提案理由になっておるわけですね。ですから、納税者の権利救済制度の整備充実、これが今度の改正の主要な目的であるわけですね。そういう観点か

ら、そういう立場から、特に質問調査権についてお伺いしたいのです。理想から言えば、大蔵大臣はよく御存じのように、国税不服審判所などは必要でないようなものが一番理想だと思ふんです。税務署が更正決定する、それに対して異議がない、こういうことが一番望ましいわけですね。それに対して、これまで協議団制度があったんですけれども、それをもう少し進めて国税不服審判所の制度になったわけですよ。したがって、こういう制度が現状において必要であるのは、その前段の更正決定ですか、そこに一つ問題があつて、これに異議を申し立てられるから、そこでまた次の見直し調査が行なわれ、そうしてそれに対してまた審査請求があるということになってきて、こういう制度が必要になるわけですね。ですから、私は、更正が行なわれて、そうしてそれに対して異議申し立てが出てくる、その前の段階において異議申し立てがないようなそうした更正決定が行なわれることが一番望ましいことだと思ふんです、理想としては。

そこで、私は、前の段階の質問調査につきまして、事前調査、事後調査等ございましょうが、その点について具体的に伺いたいんです。ことに、税務調査権、これは納税者の権利救済、権利擁護のために非常に重要でございます。私は、税務官庁側の更正決定をする場合の事前調査あるいは事後調査、まずこの法的根拠ですね、それはどういうところにあるか、それからまず伺つていきたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) 調査権は、それぞれ所得税法及び法人税法その他の、たとえば相続税でありますと相続税法とか、各税法にそれぞれ質問調査権がございまして、御承知のようにそれについては行政罰がついておるわけでありまして、

○木村禮八郎君 そうすると、各税法に基づいてこの質問調査を行なうわけですね。それには罰則があるわけですね。

○政府委員(細見卓君) それぞれ罰則がござい

○木村禮八郎君 もちろん、憲法三十条でわれわれには納税義務があります。そうして、そういう質問調査については、基本的な権利なりあるいは生活権を脅かさない範囲において、それを受忍する——それを耐え忍ぶ、そういう義務がわれわれにはあるわけですね。それはわれわれも認めておるわけですね。しかし、それが非常に乱用された場合は非常に問題になるのではないかと、それが乱用されて、そうして更正が納税者が納得がいけないという場合に異議申し立てが出てくるわけですから、それが乱用されている例が非常にあると思ふのです。

そこで、具体的に伺ひますが、最近、小さい飲食店に対して深夜の夜間調査をやつて、しかも、これは確定申告の前になる。そのやり方も、事前通告もなくしてこういうことがやられていて、最近、これは東京の中心部で相当行なわれているというのを聞いています。そのわけなんです。そういう事実を御存じないですか、非常に調査権が乱用されているのではないかと言われているのですけれども。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のとおり、調査には、事前調査もございまして、事後調査もございまして、申告指導というものを的確に行なうために、事前に業種によつては調査をする必要もあることもあると思ひますが、ことに、たゞいま御指摘のございました夜間調査の場合、これは麻布等で行つておることを私も承知しておりますが、この麻布・六本木あたりの飲食店におきましては、

○木村禮八郎君 調査の時間制限につきまして、国犯法の八条、国税徴収法の百四十三条にこのような時間の制限の規定がございしますが、しか

し、例外もありまして、なるべくそれは原則として日中に行なわれるというのがたてまえになつておると思ふのです。しかし、いま、夜間営業が常態であるような場合には、例外として夜間でも調査権の行使ができるという規定がある。しかし、これを一般化することは問題だと思ふんですね。さつきもお話のように、昼間は締まつていない、しかし営業している、そういうような場合に夜間調査をするということですね。これは、営業妨害になつたり、あるいはまた、最近、おとり調査と言われておりますが、お客さんのようなふりをして入つて行つて調査をする。もし、これが税務職員だったら、本人の承諾を得なければ、これは居住権の侵害になるわけですね。そうでしょう、入つちや困るというのに、無理に入るので、それから、お客さんを装つて、一ぱい飲んで、それで調査をするという事例があるんですよ。そういうのは、これは乱用ではないかと思ふのですが、それはいかがですか。

○政府委員(吉國二郎君) 営業しているところに調査をするということは、これは一般的にはむしろ普通でございます。営業場に臨場しなければ調査はできないのでございまして、ただ、夜間営業の場合は特殊な形になるということは、御指摘のとおりだと思ひます。ただ、営業中に調査をする場合には、営業に支障を与えないことは、これは常識上当然でございまして、その点は十分注意してやらしているわけでございます。

おとり調査と仰せになるのは、ちよつと私もはつきりいたしません、情報といひますか、自分の体験によつて情報を得るということ自体は、決しておとり調査とは言えないと思ひますが、それはひどく苦心をして税務職員が正しい調査をしようとしておる点もお考えをお願いしたいと思ふのでございまして。

○木村禮八郎君 それは、質問調査権の行使につきましては、営業しているときに調査しなければよく調査はできないと言ひますけれども、しかし、それには限界があるわけですね。そこが問題

なんです。限界を越えるか越えないかが非常に問題なんです。質問調査をやる場合には、納税者の営業活動あるいは私生活の平穩に多少とも影響があるような場合には、それは乱用になつてくる。

それから事前に通知をした上で調査に行くのがこれは望ましいのじゃないか。ところが、事前通告をしていないで、いきなり行くと、こういうことは乱用にならないのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 事前通告をして調査をするということももちろん好ましいことではございますけれども、調査そのものを事前に通告しなければ乱用ということには私ども考えておりません。ことに、現金を扱う商売等におきましては、帳簿と現金との一致ということが調査の出発点でございます。帳簿だけがからつておりましたら、これは何にもならないんで、その帳簿と実際の動態が一致しているかどうかを調べるということが、実を申しますと調査の一番の眼目である場合がございまして。そういう場合には事前に通知をしない場合がございまして、これは調査の一つの方法としてやむを得ない場合があるかと思ひますが、これはできるものは事前通知するという立場で進んでおりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○木村禮八郎君 それは、いまの国税長官の御答弁は、普通の税法のたてまえについての答弁をされているので、それはもうあたりまえなんです。あたりまえのことなんです。ただ、問題は、それが実は営業妨害になつたり私生活の平穩を乱すかどうか、そこが非常にデリケートなところなんです。ほんとうは、たとえば一ぱい飲み屋なんか、ママさん営業というのがありますね。そういうところへ調査に行つてごらんないかな。ママさん一人しかいないのですからね、経営者は。そうしたら、営業妨害になるでしょう、実際に。しかし、ある程度営業妨害になつても、全然ないというわけにはいかないでしょう。どうしても営業に影響があり、私生活に多少の影響は出て

くるでしょう。全然ないとは言えないでしょう。それまで否定したるべきません、これは。ですから、われわれもそこまで極端に考えているわけではありません。どうせ憲法三十条でわれわれ納税の義務があつて、そういう質問調査権については受忍しなければならぬというあれがありますから、ある程度の営業に対する影響、私生活の平穩に対する影響、これはまあ認めざるを得ないと思ひます。そこまで否定はできないと思う。ただ、そこが、実際問題として、いま話したように、一人の経営者の場合、それで一ぱい飲み屋なんかやっていると、ところへ夜間に行つてごらんない。それは、そちらへ手間をとられて、お客さんのほうのめんどろ見るどころじゃなくなる。それは、多少じゃなく、かなりの営業に対する妨害になつたり、また、私生活の平穩に対する非常な侵害になつてくると思ひます。それからまた、事前に通告しなければならぬという法律上の義務はなくとも、事前通告しないで行く、これはやはり人権の侵害になるおそれもあると思ひます。私は、時間がございませぬから、私が質問している一つの資料を、どういふ資料で質問しているかをお示しします。それはもうお読みになつておられると思いますが、そのほうが御答弁もやりやすいと思ひます。これは「法律時報」の三月号で、「税務調査権の実態と法的限界」ということについて、日本大学の北野弘久という人が、いままでのそうした、ことに民商で、民商関係の裁判になりました裁判の判決を中心として、非常に詳しく質問調査権の限界についてこれまでの判決をもとにして詳しく論じておられるわけなんです。その中で、先ほど質疑の中で明らかにしましたように、税務官庁としては税法に基づいて質問調査権がある、そうしてまた、事前通告しなくともよろしい、また、ある程度営業に影響を与えてもよしかたがないと言われる、それは否定してないんです。ただ、それが限界を越えて質問調査が行なわれているんじゃないか、また、実態において行なわれているというところに問題があるん

です。そういうことを、これは一つの例ですよ、今度の改正に關して重要だから私は質問しているんです、一つの例として。そういう形で調査をして決定された更正決定に対しては、必ずそこに異議申し立てがあると思ひます。そう、そういう形では、異議申し立てがあるから、そこで見直し調査をしなければならぬ。それに對して今度は審査請求がある。そして、協議団が必要である、今度は国税不服審判所が必要である、こういうことになつてくるんです。ですから、一番の根源のところ、この問題の一番根源のところをいま質問しているんです。それについて、もつと実態に即した答弁をしていただきませぬと、それはわかり切つたことを答弁をされては行かぬんです。こういう事例があるんですから、そこで、もしそういうことがあれば、調べて、ないようにするとか、そういう答弁でないと、抽象論では困る。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のとおり、調査の段階が不十分でございまして、異議申し立てが生ずるというところは非常に多いと思ひます。そして、また、調査の方法が悪かつたという場合にも異議申し立てがあると思ひます。したが、いま申し上げたように、これは、通則法の改正案を提出いたします前後から、調査の慎重さと、さらに不幸にして異議申し立てが出た場合には、異議申し立てを十分に調査をして、その段階で納得がいくのはできるだけ処理をするという体制をとるように全体としても処置をいたしてまいりました。今後ともそのつもりでやつていくつもりでございませぬ。

なお、調査が不十分であつたという場合には、もちろん調査のやり方に欠陥がある場合もございませぬ。先ほど仰せになりました受忍義務というものが十分に徹底せずに調査拒否ということが行なわれる場合に調査内容が徹底しないという場合もございませぬ。これは問々例外ではありませぬ。ただ、そういうこともございまして、私どももいたしまして、納税者の側、及び税務職員の側、お互いの理解を深めるといふ行政を今後展開して

いかなければ、問題はなかなか解決しないと思ひます。ことに、調査の限界というものは、税務官署側の態度、納税者側の態度、両方の態度からその限界が出てまいらぬと思ひます。お互いに理解し合ひ信頼し合うという体制が今後とも必要であらうと思ひます。現在は調査における信頼の確保ということを私も強く指示をしておりますし、今後とも具体的に指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○木村福八郎君 私は、單なる夜間だけではなく深夜の調査が行なわれていることを問題にしてゐるのでして、深夜調査ですと、どうしたつてこれは十分な調査がやれないのじゃないか。深夜ですから、お客さんが来たりなんかすれば、やはり十分な調査ができない。そういうような調査をもとにしてやれば、見込みで更正決定がされる可能性が出てくると、こう思ひます。

それからもう一つ、これは税務職員の人から聞いたんですけれども、深夜の調査というのは健康上非常によくない、昼夜ぶつ通しで勤めるようなことになつて参つてしまふというような話も聞いているんです。

双方にとつて深夜の調査は一考を要するんじゃないか、こう考へるんですが、いかがでしようか。ことに、小飲食店の場合を例に質問しているんですけれども、そういう事例が現に行なわれているわけですか。これは相当それに問題があるのではないかと。これは一つの例ですが、それに類似したことがかなり行なわれているのではないかと。具体的には一つの例をとつて御質問しているんです、これが特徴的ですから。この法案の国税不服審判所の一番問題になつてゐる質問調査権についての特徴的な点をとらえて具体的に質問しているわけですが、そういうことは一考を要するのではないかと思ひます、どうでしょう。

○政府委員(吉國二郎君) もとより深夜調査を私ども好んでやつてゐるわけではないのでございませぬけれども、そういう小飲食店の場合、帳簿が一切備えられていなかったり、昼間参りましても本

人はいないし、本人の住居におもひても、本人の自宅にも帳簿はない、店は締まつておましてこれはあけるわけにまいらない、そういう場合には、調査としてはどうしても営業中に行かざるを得ない。実際問題としてしましては、できるだけ営業終了の時間を聞いて、営業終了に至つてから帳簿調査をするというふうな配慮はいたしておりますが、そうなりますと、ほんとうに深夜になつてしまふ。このごろは三時、四時の営業というのは幾らでもございませぬ。そういうところは、大体においてその店には住まつておられませんので、三時、四時に終わるとアパートなんかへ歸つてしまふ。そういう点で、実は、税務職員の方がかわいそうだと思つておまして、ただいまおっしゃるとおり、からだにもよくございませぬので、できるだけ避けたいと思ひます。また、帳簿を持つて住居に歸つてゐるからといへば、そういうところに行つて調べてゐる場合もございませぬ。これは特殊な例であると思ひます。普通こういうことはあり得ないのでございませぬので、できるだけお互い研究し合つて納得のいく調査をしたい、かように考へるわけでございます。

○木村福八郎君 それから法定の申告期限の事前調査というのは、これはどうなんですか、これは原則として許されないんじゃないですか。

○政府委員(吉國二郎君) 所得税法及び法人税法で納税義務者といつておりますのは、納税義務が抽象的にあるという判断がつく者については調査をするというたてまえをとつております。したが、いま申し上げた帳簿の確実性その他を調査するためにその所得が進行してゐる段階でも調査ができるといふのが従来からの考え方でございます。学者の一部には、その段階では質問調査権は使えないという主張をしておられる方もございませぬが、現在のところ、裁判所の態度としては調査を否定はしておりませぬ。ただ、事前調査を必要とする者しない者ということはつきり分かれると思ひますので、その点は今後とも十分な判定をしてやつていくべきだと思ひます。

○木村禮八郎君 これは、法律自体が法定申告期限前の調査を予定している場合は例外的に許されるというわけですね。しかし、一般的には、もし法定申告期限前の事前調査が原則として許されるということになれば、これは申告制度のもう否定になってしまいます。それを破壊することではないですか、申告制度を。

○政府委員(吉國二郎君) 国税通則法の二十四条に、「税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。」ということをおっしゃるが、原則として、申告納税というものにおきましては、具体的な幾らという義務が発生することにつきましては、国税通則法は十五条その他において具体的な納税義務をうたっておりますけれども、所得税、法人税等におきましては、納税義務者というのは、一般的に納税義務を生ずべき地位にある者という解釈で従来から進めてきております。したがって、具体的に納税義務とは関係なしに、納税義務のある者、あると認められる者については、調査を進めてまいっております。したがって、申告書が提出された場合に、明らかに調査したところと違えば、直ちに更正もできるという理論構成をとっておるわけでありまして、事前調査そのものが違法であるとか不当であるとかいうことではないかと思ひますが、漸次私どもは事後調査に切りかえるという方向で、十数年来だんだん事後調査に切りかえていることは事実でございます。従来は、昭和二十年代におきましてはほとんど全部が事前調査であったことは、御承知のとおりであります。しかし、できるだけ事後調査に切りかえるということで、現在、申告が出てから調査をするもののが相当数が多くなっているということは事実であると思ひます。

○木村禮八郎君 納税の義務がある者と、納税の

義務があると認められる者と、二つあるわけですね。いまお話しした納税の義務がある者、申告を提出する者は、申告書を提出することによって納税の義務というものを自分から認めているわけですね。しかし、申告書を提出しなくても、いろいろな客観的な情勢から納税の義務のある者と認める場合、そういうものはありますね。そして、もしその人が申告しなければ、これは税務署のほうで更正決定してしまふわけでしょう。決定してしまふ。白色のような場合はできるわけですね。

しかし、いずれにしても、納税の義務のある者が申告書を出さなければ、税務署のほうで一方的に決定できるわけですね。納税の義務がある者、つまり申告書を提出するそういう人に対して、法定の申告期間以前においてこれを調査するということは、申告内容が不明であるのにその更正決定の準備をすることになってしまふわけですね。そういうことになると、いまの申告制度に対して、これを破壊することになるのじゃないか、そういう疑いが相当出てくる。それで、学者の見ても、「法定申告期限前の、いわば事前調査は、原則として許されないものと解すべきである」と。ただし、例外がある。「法自体が法定申告期限前の調査を予定している場合には、例外的に許されるものとしなければならない。」と。原則としてはやはりいまの申告納税制度を民主的な納税制度として確立する上においては、法定の申告期限前の事前調査は許されないものと、例外はいろいろここにありますけれども、そういうふうに私は解釈すべきじゃないかと思うのですが、先ほどの御答弁では、何か原則としても法定の申告期限前の事前調査は許されるような御答弁だったもので、それから、私は、これでは申告納税制度は破壊してしまふ、そういう考えでいままで運営しておったとなれば重大な問題であると、こう思うわけなんです。

○政府委員(吉國二郎君) いま御指摘になつております論文を書いている教授は、これは具体的な事件で原告側の証人になると思はれる人で、当局

と反対の立場にある人なのでございますので、批判をするのは差し控えますけれども、通説といいたしましては事前の調査も認めておるわけでございます。ただ、御指摘のように、申告納税が理想的形態になった場合には、事後調査で十分であるという事態は当然来ると思ひます。ただ、御承知のように、申告納税がこまごままいりますまでに二十年の間、申告納税の確立のためにいろいろな手段をとつてまいりました。先ほど申しましたように、形では事後調査に移行するという形をとつて、漸次申告納税に近づく立場をとつてまいりました。長い伝統の上に立つた税務でございますので、その事前調査、事後調査の配分についても、一つの経過を経て具体的な理想の姿に近づいていくと、私は思ふのでございます。いまの段階では、申告の指導というために事前調査がある程度必要であり、また、事実それによって申告が現実に行なわれている例もたくさんあるわけでございます。そういう意味では漸進的に理想に近づいていくべきものだと私は思ひますけれども、いまの段階で事前調査を全部廃止するところまではまいらぬという感じがするわけでございます。

○木村禮八郎君 全部廃止するわけにはいかないと言われますが、たてまえです、たてまえとして法定申告期限前の事前調査は、いわゆる申告納税制度の精神からいって好ましいものじゃないと、こういう考え方なんです。で、この法律學者によれば、これは許されないものと、このいうようにはつきり言われておりますが、少なくともたてまえとしてはそういうことは好ましくないことではないですか。その前に、申告内容不明の段階において更正決定の準備がされていくことになれば、これは当然、当然にです、申告納税制度というものの対して悪い影響を与えることは、これはもう明白じゃないかと思うんですが、もうさっき、なるべく理想の形に近づけたと言われましたが、それはやはり法定申告期限前の事前調査は好ましくないという、そういう立場から言われてい

るかどうかですね。
○政府委員(吉國二郎君) 申告納税が、何と申しますか、理想に達すれば、事前調査の必要はなくなると思ひます。申告納税が育つ段階にまだあると私は思ひまして、事前調査がなお必要な段階であるという意味で申し上げたわけでございます。

○木村禮八郎君 私は、事前調査を、あるいは事後調査ですね、そういうものを、さっきも最初に言いましたように、否定しているわけではないのであつて、ただ、法定の申告期限前の事前調査、それを言っているんです。その法定の申告期限前の事前調査というのは、確かに、申告納税の者に対して、これは私自身今度自分の立場に立つても、まだ申告もしないのに事前調査が行なわれるということは、とにかく申告納税に対して非常に悪い影響を与えるでしょう。自分がそういう立場に立つたら、そうでしょう。どうなんですか。

○政府委員(吉國二郎君) 申告期限前に調査をするというところは納税者を疑っているのじゃないかという点を御指摘になつておられると思ひます。ただ、御承知のとおり、白色申告者の中には、帳簿の設備がなく、実際に申告に参りましても、税務署に相談をして、いろいろ、自分の売り上げはこんなものだが、申告は幾らになるのしょう、所得が幾らになるのしょうというふうなことを聞く人が実は非常に多いのでございます。そういう意味では、税務署といたしましては、申告内容を予想せずに一応調査をしておくといいことが必要で、実態も事実まだ存在するという点は、実際問題としてはこれは否定できないところであると思ひます。そういう意味では、申告納税の確立したすべての人が帳簿を持った時代になれば、事前調査というものは必要もなくなり、また、それが納税者の信頼を裏切る結果になるおそれもなく、なると思ひますけれども、いまの段階ではそこに近づく第一歩である、数歩を踏み出した段階でございます。なお、できるだけ十分な注意を払いつつ、適正な調査をする方向で処置をいたしてまいりた

いと思います。

○木村禮八郎君 次に伺いたのですが、青色申告の場合ですね、推計課税というのは正しくないと、青申告の場合、それは認められているんですか、青色申告の場合。

○政府委員(吉國二郎君) 青色申告につきましては、帳簿を検査をし、その帳簿に従って誤りを指摘して決定するというのがたてまえでございまして、もしも帳簿が全く青色といひながらでたらめでございした場合、青色申告の承認を取り消してからでないと推計課税はしないというたてまえになっております。

○木村禮八郎君 実際、いまお話ししたような青色申告を取り消した後の場合に、青色申告の段階において推計課税があったら、どうしますか。

○政府委員(吉國二郎君) 青色申告につきましては、青色申告を取り消すまでもないけれども、売り上げを脱漏したことが明らかであるという事実が出た場合に、その売り上げ脱漏額が幾らであったかということについて推計をする場合は事実あると思います。これは、青色申告者自身が脱漏の部分を実証してくれば、それによって是正すべきものだと思ひます。

○木村禮八郎君 青色申告は、さっきも長官が言われましたが、個々の納税者の記録に基づいて調査をして、それで記録に基づいて指導するということですね。ところが、一般的な推計課税の基準を用いて課税するということは、青色申告を奨励している当局の趣旨と矛盾すると思ひます。そういう事例があるんです。それは、札幌国税局長の通達で「青色申告に対する権衡査察の方法の実施要領について」というものが出ています。すね、昨年十二月十六日に。これを見ますと、推計課税というものをここで指導している内容がある。こういうことはどうなんですか、これは矛盾してはいませんか。

○政府委員(吉國二郎君) 青色申告者を全部調べるといふたてまえはとっておりませんので、青色申告者のうち記録が正しいと認められるものと正確でないものと認められるものと分けて、正確でないというものを目ざして調査をするたてまえでございまして。札幌国税局長の推計の問題は、対象を推計する場合に、一応推計をいたして見まして、その水準から見て非常に所得が低過ぎるというの、特殊な事情があるか、あるいは帳簿に不適正な部分があるか、いずれかであるという意味で調査をすべきであるということで、対象を推計し、それに基づいて調査をすることを前提としておるわけでありまして。推計課税そのものをやるということではないわけでございます。

○木村禮八郎君 権衡査察これは専門用語ですが、これは、結局、推計課税の前提になるものじゃないですか。

○政府委員(吉國二郎君) いわゆる帳簿のない者に対する推計課税をいいます場合にも、その具体的な生活状況とか取引状況のほかに、類似業者との間の所得のつり合いというものを見る必要がございまして、それで権衡査察ということが行なわれるわけでございます。そういう意味では、それをもつて課税標準を決定する場合もございまして、青色申告の場合、それによって課税標準を一応査定してみまして、具体的な申告がそれと著しく違っている場合に調査の対象にあげるといふことにいたしておるわけでございます。実際の決定は調査の上でいたすことになるわけでございます。それから、権衡査察そのままで課税をするわけではございません。

○木村禮八郎君 これはあとでまた通達をお見せしますから、具体的に見ていただいから……。いわゆる権衡査察は、私は、結果的には推計課税になると思ひます。

そこで私は、こういう質問をしましたのは、最初に申し上げましたように、国税不服審判所を設けることによつてほんとうに納税者の権利が救済されるかどうか、その実際の効果を判定するため、にこういう質問をしてきたんです。これは、税務官庁側の税金を取る側の質問調査権ですね。それ

も、事前調査、事後調査も、いわゆる罰則というものを背景にしているわけですね。任意調査であるけれども罰則を背景にしている。実質的には強制調査の実質を備えてくると思ひます。もちろん国税徴収法とかあるいは国税犯則取締法の調査権とは違ひますけれども、しかし、罰則があるという点については、任意調査であつても強制的な性質を帯びる。更正決定があつて異議申し立てがあつて、今度は再調査をやる、そういう場合にそういうような調査が行なわれたら、これはもう異議申し立てがあれば今度は、これまでの取る側の質問調査とは違ひますね、違ひ段階に入ります。それは、納税者の権利救済の立場に立つた調査でなければだめですよ、その段階からは。ところが、その調査の場合の法的根拠はどうなっているのですか。これまで、私は、衆参両院の速記録を見てまいりました。ところが、国税長官の御答弁を見ますと、異議申し立ての段階ではやはり各税法に基づくと。それから調査請求の場合は、これは今度の改正で罰則は除く、ただし第三者については罰則があると、こういう解釈なんです。そうでしょう、そういうことじゃないですか。

○政府委員(細見卓君) そのとおりであります。

○木村禮八郎君 そうなると、納税者の権利擁護、権利救済の立場からの調査に罰則があるというのはどういうことですか。

○政府委員(細見卓君) 今回の不服審判所制度全体あるいは国税通則法全体をごらん願いますとおわかりになりますように、納税者の権利救済をできるだけ公正に、しかも、なるべく迅速に処理をいたしたいというのが基本的な考え方でございます。いくらか公正に処理をいたすといひましたけれども、長くかかる、あるいは手間が非常にかかるというところでは、ほんとうの意味の救済にならない。そういう意味で、異議申し立ての再調査と申しますのは、多くの場合、事実関係の認識の違ひが、課税側の主張、納税者側の異議の申し立ての違ひでありまして、その場合、納税者にとっては実際に以上の税を払っていただくことは間違いであ

ると同時に、また、納税者にとっては正当な納税額を納めていただくこともこれは広い意味での権利救済であるわけでありまして、そういう意味で税務署の段階で迅速に簡潔に処理をいたしたいということを考えまして、再調査におきましては別に税務職員に新たな調査権を与えるというふうなことでなしに、真実を発見し、その過程で納税者の権利の救済もできるということを考えておるわけでありまして。また、実際問題といたしまして、異議を申し立てられておる方が、いろいろこういう点が税務署の調査と違つておるのだということを言われた。それに対して調査に行つたときに先ほど来、調査拒否の罰則の点を非常に強調なさつておりますが、むしろそういう納税者においては進んで調査を受けて真実を発見して適正な救済を受けたというのが真実じゃないかと、かように考えます。

○木村禮八郎君 まあ拒否すれば不利であるから、拒否すれば、結局、税務署側の調査に協力しない、結果としては税務署のほうの決定を承認したことになるから、拒否はできない。しかし、実際問題として、取る側の質問調査——事前あるいは事後調査——そのときは罰則がある。それと同じように、今度は納税者の権利救済の段階に入つての調査について、やはり取る側の質問調査権と同じように、罰則のあるそういう各税法に基づいて見直し調査をやるということとは、結局、いままでやつた原処分維持のための調査になつてしまふ。実際問題は、どうなんですか。

○政府委員(細見卓君) その辺を考えまして、これはたびたび長官が衆議院の御審議の段階でも申し上げておりますように、つとめて最初の調査に当たつた者と違つた者を充てて、そうしてそういう原処分を追認するといふか、原処分を是認する方向での調査というふうな意図を持たないよう、しかも、職員の配置等を考えて、実際に納税者の権利救済になり、また、税務職員がそういうことのために特別な調査権を持つというふうな複雑な構成をとらなくても、そういう運営で納税者の権利

救済になるようにやってみよう、これは私が答えるのは妙であります、長官がたびたび衆議院の段階で申し上げておったところであります。

○木村福八郎君 衆議院段階では、運営運営と言っている。それでは保証がないんですよ。結局、実際は、原処分維持のための調査になる。そうじゃないように運営でやると言われまして、実際問題はどうでしょう。取る側で決定したものに異議申し立てがあつて、そうして異議申し立てがあつた人のほうに有利になるように調査するのでしょうか。

ことに罰則があるんですよ。罰則を背景として、結局、納税者を間接的に強迫したり、取り下げをさせる。そういう方向に実態はあるんですよ、権力を握っているんですから、それに罰則がありますから。そういうときには、罰則がないようにすべきじゃないか。異議申し立てになつたら、これは権利救済の段階です。その以前、更正決定の段階は、取るほうの段階ですよ。審査請求の段階では、これは拒否しても不利になるから、罰則がない。これはあたりまえですよ、そのことは。ここが一番問題なんです。だから、私の主張は、主張というか要求は、権利救済の段階に入つた、異議申し立ての段階に入つた調査は、罰則を取るべきだ。そうでなければ、最初の更正決定の場合の調査とちつとも変わらなくなる。権利救済にならぬ。どうしてもそこを単なる運営というだけでは保証がないのであつて、実際はやはり結局原処分維持のための調査になつておりますし、なつていく。ここが一番重要なんです。だから、ここでもいろいろな審査請求があり、国税不服審判所というふうなものが必要になつてくるが、これではあまり独立性がありませんから非常に不十分です、しかも、裁判に持つて行くにはこの段階を通らなければならぬじゃないですか、どうしたつて、これを省いてすぐ裁判に持つて行けない。

○政府委員(吉國二郎君) 行政不服審査法におきまして、三十二条におきまして、「前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有

する調査権の行使を妨げない。」という規定がございます、従来の不服審査法におきまして、審査庁が当該権限を持った審査庁である場合には、その固有の調査権を行使することができるというたてまえをとつております。したがつて、いまの異議申し立てに關しましては、いわば不服審査法のたてまえをそのままとつているのであります、もちろん、再三申し上げておりますように、運用においては権利救済の趣旨にかなうような運用をするというのがたてまえでございますけれども、調査権そのものは、行政不服審査法の体系から申しまして、当該官庁の固有の調査権によるというたてまえでございます。

○木村福八郎君 しかし、固有の調査権によることになつていくけれども、それには、本人については罰則がないんですよ。第三者についてはある。

○政府委員(吉國二郎君) 各行政庁の本来の調査権でございます、質問検査権があれば本人にも罰則があるというたてまえになります、審査のための特別な調査権ではなくして、本来固有の調査権をそのまま使うというたてまえがいまの不服審査法のたてまえでございます。

○木村福八郎君 そうすると、今度は、この異議申し立ての段階、それから行政不服審査をする、そのときの調査については、あなたの説明では、いわゆる異議申し立ての段階では各税法に基づいて、ところが、審査請求の場合はそうじゃないんです。審査請求の場合は、本人には罰則を適用しないことにした。ところが、第三者には罰則があるんだと、こういうあなた答弁です。

○政府委員(吉國二郎君) いま申し上げましたとおり、その審査が一般的に申しまして、審査が当該行政官庁の負担において行なわれると申します、権限において行なわれる段階では、その当該官庁の調査権がそのまま使われる。特別の審査庁が行なう場合には、その審査庁についての調査権が不服審査法で規定されている。今回の国税不服審査法におきましては、審査請求、つまり国税不服審判所が調査を行なう段階におきましては、特

別の質問検査権等を設けまして、税法の固有の調査権は行使しないというたてまえにしたわけでございますから、いまの不服審査法のたてまえとびつたり合致しているわけですね。従来は、協賛団の場合も国税の分野に入つておりましたから、税法の規定を使つておりました。これはやはり不適当であらうというので今回改めたわけでございます。

○木村福八郎君 拒否した場合は、これは実益がありませんからね、納税者に。しかし、もうこれでこの点については最後の質問にいたしますが、結論的に、権利救済の段階に入つて、そのときの調査も、税金を取るほうの税務官庁の更正決定のための事前調査、事後調査、その調査権と同じ罰則を伴う調査権をもつて見直し調査をやることは、結局原処分維持のための調査になつてしまふから、それは違つた、罰則を伴わないような調査にしない、これは納税者の権利救済にならない、こう思うわけですね、私の考えは。最後に、この点について、せっかく大蔵大臣も来られてるわけですから、最終的な私の質問で、この罰則を取るべきだ、この段階では、そうしなければ、権利救済にならぬ。結局、原処分維持のための調査になつてしまふ。いますぐにお答えできなければ、この点は重要だから、今後もう検討して調査してみるか、たてまえからいつたら、大蔵大臣、そうじゃないですか。たてまえからいつたら、おかしと思ふんですよ。納税者の権利救済の段階に入つて、税務署のいままでの質問調査権と同じものがやはりここに入つてくるわけですね。現実に原処分の維持になる。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの問題は、国税庁長官、主税局長からお答えをしたとおり、行政不服に共通した問題と思ふのです。つまり、権利救済と申しましていろいろの段階があるわけですね、行政に非常に近い段階と、審判に近い審判の段階、こう二つの段階がある。その二つの段階で調査の方法等が差別がある、これは公に認められておるところなんです。しかし、木村先生のおつ

しやること、わかなぬわけでもございません。したがいまして、これでやってみて、この実績がどうなるか、そういうようなことを見ながら今後検討してみる、かようにいたしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 ちょっと本問題で関連質問をしたのでありますがごく簡単にあれしますが、昨年の国税通則法一部改正の修正点として、わが党からも十七項目でいろいろ言つておりますが、その一点がここに問題があるわけですね。いろいろ議論をしてきて、いま木村委員が指摘されたようにいろいろ疑問があるわけですね。大臣も答弁をされ、国税庁長官も答弁されたわけですが、さしたつてそこまできなければ、当面過料というふうなことで置きかえることができないのかどうか、これは百歩譲つてそういう方向でどうなのか、その辺の見解はどうなんですか。

○政府委員(細見卓君) お話しになっておりますのは、おそらく審判官の調査に対して拒否した場合の、第三者的な人々に対する罰金のお話であります、これもやはり基本的には税の調査でありまして、その税にまつて第三者が協力をしていただかなければ、国税にまつていろいろの不平等があつて申し出ておられる方について審判官が真実を調べるために、どうしても取引関係のある方とかあるいはそのほかの関係のある方について真実のことをお聞きできないわけでありまして、したがつて、今度の罰則の考え方、先ほど木村先生もおっしゃつておられるように、御本人がこのことについて不平不服だということでおししやらないことは、これはしょうがありません、取り上げようがありませんから。しかし、納税者が、これこれの取引が何某との間にある、したがつて、自分の所得はそんなにないんだというときに、何某といわれる人が、いや、わしはそのことは知らぬと、実際協力せぬと言われたんでは、せっかくの納税者の権利が救済できないと、そういうことを考

えまして、あらゆる税法の中で一番軽い罰にいたしておるわけでありまして、これは過料というやうなものではないと、かように考えております。むしろ、衆議院の御質問では、御記憶がおりであります。この程度の罰では軽いのではないかと、もっと重料して、ほんとうの意味で困って審判所へ訴えておる納税者が救済できるように第三者に強い協力義務を課していいのじゃないか、したがって、当然義務の裏返しとして罰則ももっと強くしていかなきゃならぬのじゃないかという御議論もあつたやうな状態で、この辺もいろいろ御議論のあるところであらうかと思ひます。

○木村福八郎君 あと二つ、大蔵大臣に簡単に質問いたします。

その一つは、これは前にもちよつと関連質問したんですけれども、国税審査会の委員につきまして、これは十人になつてゐるんですが、この委員は、修正によつて、大蔵大臣が任命するということになりました。委員の構成についてこの間の政府側の答弁を聞いておりますと、なるべく税務にしろとの人を委員にするほうがいいという御意見で、専門家を何か排除するやうな御答弁があつたんです。ところが、この国税審査委員会の委員は非常に重要な役割を持っています。九十九条には、「国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならぬ。」と、こうなつてゐる。国税庁長官の指示等があるんです。そして、百条に、「前条第二項の規定に基づき国税庁長官から意見を求められた事項について調査審議するため、国税庁に国税審査会を置く。」と、こうなつておる。ですから、非常に重要なことです。この審判所の目的は、さつきから何回も言いますように、納税者の権利救済が目的なんでありますから、そうならば、納税者の権利

救済に役立つやうなそういうやうな委員をやはりこの中に含めるべきではないか。具体的には、たとえば税理士会の人を非常に排除するやうな、そういう印象を受けたんです。この点についてはどうなんですか。私は、税理士会のはうでは、日本税理士連合会の推薦する者を三分の一ぐらいの委員を出したらどうかというやうな要望がありますというのを聞いています。そのとおりにしたらいかがですか。私もわかりません。しかし、権利救済の立場なら、やっぱり納税者の立場を擁護するやうな立場に立つた人を委員に加えるべきである。なるべくしろやうとのほうがいい、あまり専門的でなく常識の豊かな人を入れたらいい。そういう人も入つて悪いというわけじゃないんです。ですけれども、このたてまえがさうでしょう。納税者の権利救済がたてまえなんだから、やっぱりやうな立場に立つた人を含めなければいけません。この点はどうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ法案が御審議中のに、人事まで申し上げると、こういうことは借越かと存じます。しかし、まあ大体の方向としては、これはなるべく従来の税にこだわらず、公正な立場で広い見識をもつて判断をしてくれる人がいいのではないかと、そういうふうな考えをいふわけです。学界でありますとか、あるいは法曹界でありますとか、まあ幅広く選考しなければならぬと思ひますが、しかし、要は、いままでの税務行政のあり方に先入観を持つというやうな色彩があまり濃くないほうのやうな感じを持つてゐるわけでありまして、税理士界を排除するやうな意向は毛頭持っておりません。

○木村福八郎君 いま、しかし、非常に重要な御答弁だと思ふんです。中身も相当確かに重要だと思ふんです。というのは、これまでの税務行政を支持し、合理化し、国民が税金に対する非常な不満を持つていますね、それは実態がさうなんだから、それに対して何かさうでないやうな印象を与えるやうな人を入れる、PR用というのですかな、(笑) そういうやうなことで、それから今度、政府が、日本は国民所得に対する税負担率は軽いといふと宣伝しているわけですから、もう少し税金をよけい取つたらいいじゃないか、高福祉高負担を支持するやうな人を入れる、どうも何かそこ到底意があるやうな気がするんです。(笑) だから、さうなると、一そうその人選は重要だと思ふんです。その点は、変に政府の苛政請求を合理化するやうなやうな御用学者みたいな人を入れることがないやうにきを刺しておきますが、いかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) つつしんで御意見を承ります。(笑)

○木村福八郎君 最後に、これは六十一国会の衆議院の大蔵委員会の附帯決議があるんですよ。『新制度への移行に伴う人事配置に当たっては、現在の協議団の職員が不利な取り扱いを受けないやう十分に配慮すべきである。』と、こういう附帯決議で、そのためには、具体的に人事異動前にあらかじめ協議団関係職員個々の希望意見をつぶさに聴取し、その意思を完全に尊重すること、本人の意思に反する一方的な配転、職種変更及び退職強要を一切行なわないこと、こういうやうなことがあるんです。これについて具体的にいまだやうに措置されようとしておるか。

それから、五月一日実施の予定なわけですね。ところが、定期異動というのは七月だと聞いていますが、その間はどうかいうふうにおつなぎになつていくのか、その具体的な処理ですけれども、これを伺ひまして、質問を終わります。

○国務大臣(福田赳夫君) まだ法案は御審議中ではあります。おそろく御可決願ひ、本法案が成立するであらうという前提のもとに、人事についてもかねがね配意し、その心組みで処置しております。

それからこの附帯決議につきましては、このとおり尊重してまいります。

○木村福八郎君 事務当局からもう少し具体的に……

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のとおり、七月一日が定期異動日でございます。したがって、これを言うとしかられるかもしれませんが、前に国会では一月一日から実施という予定でございました。そういったことも考えられます。そこで、異動が起これということも考えられます。そこで、最初の段階では、前々申し上げておりましたやうに、現在の協議団に在る人、あるいはそれに対してよりすぐれた人を入れるということで処置してまいりたいというところでございますので、かなり犠牲を払つて準備を進めてまいりました。さらに、現在の協議団の人の処遇——もちろん残る人もあると思ひますが、については、人事に關する身上申告書等を十分にとりまして、その意向等を十分に参酌をいたしたいと思つております。もちろん定員がきまつておることでございまして、し、級別定数も非常に高くなりましたから、そのまま意見を採用するやうなわけにはまいりませんが、極力あつた限り本人の希望をとりまして、十分に納得のいく措置をとるべく準備を進めております。

○木村福八郎君 五月一日実施、これはまだ審議の段階でありますけれども、一応それを前提にしたから、かなり具体的に準備ができていなきやならぬです。もうすぐ四月になるんです。ですから、もう少し具体的に、それを前提としてというふうな前提を置いてすよ。いままで、まだ審議中だから言えない言えないと言つてきてゐるんです。それを前提としてもう少し具体的にね。それで、七月異動ということが前提になつてゐるんです。毎年さうなつてゐるらしいですけれども、さうなると、それとの関連においていろいろ職員については不安とか動揺があるやうに見受けられるんです。ですから、さうさうさうさうさう取りでやるんだから、心配ないならぬと、さういふ点が問題なら、さういふやうに処理するといふことを、やはりもう言われていいんじゃないで

しょうかな。そのほうがかえってよくはないです
か。

○政府委員(吉國二郎君) 五月一日に幸いにして
実施ができるという場合に備えまして、私ども、
七月一日の人事とは別個に十分準備を進めており
ます。また、審判所長それから

首席審判官等につきましては、できる限り外部
から採用するという前提でありますけれども、こ
れだけの法案が通りますと交渉ができませんの
で、内部的に選考しておるという段階ではござい
ますが、基準としてはそういう人は外部から採る
という前提で進めております。その他、重要人事
については、すでに大体の人選を終えておるとい
うことは申し上げられると思います。

○上林繁次郎君 私、先日の委員会でもって一
度お尋ねしたことがあるんですが、大臣がおい
でにならなかったで、きょうはちょうど大臣がお
いでになりますので、大臣の口からはっきりとお
答えをいただきたいという思うわけでございま
す。いまも人事のことがいろいろと問題になりま
したけれども、私も人事のことについて一点だけ
お尋ねしておきたいと思ひます。

国税通則法の改正にあたって最も大事な点と思
われる問題は、国民の権利救済、これがやっぱり
主体である。そういう立場から、従来、いままで
の体制は同じ穴のムジナだ、そういうふうな批判
があったわけですね。そういう批判が改正後も
あったのでは、これは改正した価値がない。そこ
で、私は、そういう批判を受けないために、人事
の問題が一つの大きな問題であらう、こう思うわ
けです。そこで、特にお尋ねしたい点は、審判所
長の問題ですけれども、審判所長の任命にあたっ
ては、大臣に關係がある。したがって、大臣にお
尋ねするわけですが、審判所長の選任にあたって
はどのような人事を考えておられるのか、この点
をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 所長の任命は、国税庁
長官が行ないますが、私の承認を求めることにな
っており、私も全責任をもってこの人事に当

たつてみたいと考えております。この人事は非常
に重要でありまして、いままでの税務行政とい
うものとあんまり深いつながりのないほうがかえ
ってよくはないか。広く高い見識を持った、また、
人格高潔な、こういう方にお願ひするのがよくは
あるまいか。実際問題としてそういう方を物色し
ておりまして、そういう方がおりまして、お引
き受け願えるかどうか、そういう点が非常にむず
かしいのでございすが、この人選につきまして
はそういう見地から誤りなきを期していきたい、
全力を尽くしていきたい、かように考えます。

○上林繁次郎君 その基本的な考え方はよくわか
りますけれども、そうしますと、外部から――先
ほど申し上げたように、いままでのような体制だ
と、国民から見れば、やはり改正しても同じじゃ
ないかという感じを抱かせる。そこで、お尋ねし
ているわけですが、いままの大臣のお話です
と、外部からそういう適切な人を持つてくる、こ
ういう考え方でよろしいわけですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういう考え方でござ
います。大蔵省の行政に直接の關係がある、つま
り、大蔵省にも勤めておったとか、あるいは外
郭団体に勤めておられたとか、そういう人は好ま
しくない。全くいままで大蔵省の行政と關係がな
かった、こういう方が適切であると、こういうふ
うに考えます。

○上林繁次郎君 端的に申し上げますと、そうなりま
すと、外部ということになります。外部の優秀
な学者、こういうようなことが考えられるわけ
ですけれども、その場合、実際に条件としていろ
んな条件があると思ひます。条件というのは、人
的な条件でなくて、受け入れる側の条件がある
と思ひます。その条件に、はたしてマッチするかどうか
ということが問題だろうと思ひます。給与の問
題であるとか、そういう問題が一つの問題点と
なつて出てくると思ひますけれども、その点につ
いては問題はないでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 給与のことが一つの問
題になるわけなんです。しかし、ごしんぼう願

て俸給表の適用も大体きまるわけですが、指定職
甲を所長には適用するというのを考えておりま
す。しかし、いま給与水準が高いものですから、
なかなかこの辺にも問題はあらうかというふう
に考えますが、この辺でお願ひしたいという考え
でございします。

○上林繁次郎君 その問題は非常にむずかしい問
題だと思ひます。これはしつこくお尋ねするわけ
ではありませんけれども、審判所長の問題で、先ほど
も申し述べましたとおり、国民から改正後も同じ
ような感じで見られてはならないので、国民の権
利救済という立場からそれを最も実のあるものに
していくためには、どうしても人事ということが
問題だと思ひます。どうして人事ということが
これほど大に前向きな姿勢でもって、そういうい
ままでの批判を受けないような体制をひとつ確立
していただきたい、このようにお願ひをしておきま
す。

それからもう一点お尋ねをしておきたいのです
が、先日、たしか戸田議員の質問だったと思ひま
す。それに対する大臣の御答弁の中で、国税の今
後の徴税方法ですね。それは、現在の税体系が直
接税に重点がかかつておる。それを間接税に移行
していくというふうなお話があったわけですが。そ
の場合、現在、国民の税に対する関心が相当高
まつてきておる。今後ますます税に対する国民
の関心というものは深まつてくると思ひます。
そういう問題とからめて、国民のせつかくそう
いう税に対する盛り上がりというものが間接税移行
ということによつて減少してしまうのではない
か、こういうような感じがするわけなんです。こ
の点について大臣の考え方を尋ねをしてお
きたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) いま、わが国の国民の
税負担というものは、先進諸国に比べて非
常に低い水準なんです。にもかかわらず、国民の
中には税に対する負担感というものを訴える人が
多い。それはなぜかというのを調べてみます
と、いまのその低い国民の負担でございしますけ
れども、低い国民負担の中の間接税の割合という

のがだんだんと高まつてきておる。今日では六五
%が直接税だ。今後、国民経済の発展ということ
を考えると、ますます、所得税、法人税、そうい
う直接税の税体系に占めるウェイトというものが
高くなつてくる。一方において、そういうものに
対する負担感の訴えというものがあつて、さ
ら、これの軽減というものを考えなければなら
ぬ。ならぬが、考えてみますと、国家の需要と
いうものもだんだんふえてくる。その財源を一体
どこに求めるかということになると、一方にお
いては直接税の負担感を軽減すると同時に、そ
のよつて生ずるところの不足をまかなう方式とい
うものも考えなければならぬ。そうすると、どう
しても間接税ということになるのじゃないか、こ
ういふふうに思つておるわけでありまして、
間接税中心主義ということがいわれております
が、決して中心主義という考えは持つておりませ
ん。直接税中心主義は堅持してまいります。た
だ、全体の中に占めるところの間接税のウェイト
はもう少し高くてもいいのではあるまいか、そ
ういふふうに考えておるわけでありまして、決して
その考え方は国民の税に対する関心をそぐとい
うような結果にはなるはずはない、こういうふう
に考えております。

○上林繁次郎君 まあなるはずはないという大臣
の大確信でありますので、その点は私はそういう
ように信じます。

私の質問は以上でございします。
○横川正市君 一つだけお聞きをいたしたいので
すが、これは官庁組織のメンツ上の問題も関連し
ているのではないかと申すのでありますけれども、四
十三年一月三十一日の東京地裁の判決の新聞記事が
ここに出ています。それをちょっと読みま
すと、「営業活動を停滞させる税務調査は違法」、
これは毎日、それから「税務署の調査行き過ぎは
結社の自由と名誉侵害」、これは産経、「税務署は
行き過ぎ」というのが朝日、「税金調査に行き過
ぎ」、これが東京、こういうふうに出てい

すが、これはいまだどういうふうになっておりますか。

○政府委員(吉國二郎君) その事件は、いわゆる中野民商事事件というもので、この件につきましては現在控訴中でございます。

○横川正市君 大臣にその点でお答えいただきたいと思いますが、いわば結果的には税務署の体制に対してずいぶん辛らつな判決をもらったということになるのだけれども、こういう判決が出ても控訴をして戦うというのは、国の立場がそうさせらると思うんですね。

私は、実は、これとは直接関係はないのですが、不服審判所の問題に二つ問題があると思うんです。一つは、役所の権限と、それから審判所の権限とを、単に形式的あるいはこの上の問題だけではないに、どういふふうな格づけをしていくかということ、それからもう一つは、大臣が先ほどちょっと答弁されているんですが、予算のこともあるのというが、気骨反骨いろいろなものを経合して一級クラスというふうな選ぼうとすれば、当然それに対価として支払われるべきものを用意しないであらうという事は非常にむづかしいというふうな思ふのですが、この二つの点ではどうお考えになりますか。

○政府委員(吉國二郎君) この控訴をいたしましたことにつきましては、税務行政の執行についての判断が承服できない点が多々ございますので、これを明らかにするという意味でやっておりますので、こたわっているわけではないわけでございます。

それから審判所にいたしましたも、先ほど来た大臣が言っておられますように、従来の行政にこだわらないように他から人材を求める。そのためには、先ほど大臣が言われました指定職甲という俸給は、いわば国税庁長官——私と同格のものでございます。国税庁長官と全く同格があるいはそれ以上の俸給をもって迎えようということでございますので、官庁組織としてはまず最高の待遇をしようということでございますから、われわれと

しては誠意を尽くしてさような人材をくどき落とすという努力はいたしたいと考えております。

○渡辺武君 私は、改正法案の九十七条四項について、大蔵大臣に質問をしたいと思ひます。

この九十七条の第四項は、御承知のとおり、国税不服審判所長は、審査請求人等が、正当な理由がなく、審判官の質問その他に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になった場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができるというところが定められている条項であります。私がこの問題を大臣に質問したいという理由は、まさにこの条項が現行の通則法にはなかったことで、今度新しく挿入された点であります。すし、いわば今度の改正の一つの重要な核心になってくるのじゃないかと思ふからであります。特に国民の間でこの点について不安と疑問が非常にあるわけでありまして。私もいろいろ伺いたい点があるのですけれども、時間の都合でたった一点だけ伺いたいと思ひます。衆議院の大蔵委員会、二月の二十七日でしたか、わが党の小林政子委員が、この問題について次のような質問をいたしました。審査請求人はもとより、関係人、参考人、それから原処分庁も、担当審判官や不服審判所の職員の質問、検査に応じて、なおかつ審査請求人の主張の基礎を明らかにすることができず、また、原処分庁の主張の基礎も明らかにすることができなかった場合にはどうなるのかという質問をいたしました。つまり、原処分庁も審査請求人も質問に応じた。いいですか、質問に応じたけれども、なおかつ双方ともその主張の基礎を明らかにすることができなかった。この場合には審判官はどういう基準によって審判をするのかと、こういう質問をしたわけです。ところが、それに対して、いまここにおられる吉國国税庁長官は、どちらの資料を総合してどういふ結論を出すかは、まさに神聖な審判官の心証だと思ふというふうな答えておられるわけです。これは私は答弁にならぬと思ふ。小林委員の質問したことは、

基準は何かということです。ところが、それについて、心証で判断するのだということですね。これは答弁にならぬと思ひますので大臣に伺うわけですが、一体、こういう場合、どういふような基準で判断したらいいのか、国税不服審判官はです。私は、納税者の審査請求というものは、これは原処分庁の不法不当な処分に対して不服申し立てが出されたことである。ですから、国税不服審判所が不服申し立て人の権利救済の機関であるとするならば、権利救済制度のたてまえからしても、また、現行税法の申告納税制度のたてまえからしても、いまのような場合には、当然原処分庁の主張を取り下げるべきだというふうな考えますけれども、その点、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、結論から申し上げますと、それは考えておりません。審査請求をしながら、その請求の事実を明らかにしない。のにもかかわらず、その主張を採用しなければならぬ、そういうことはあり得べからざることだというふうに思ひます。どちらからも証拠があがらぬという際には、審判所がその真実の発見にみづから努力をする、そして真実の発見をどこまでもやっつけていくということ、こういう以外にはないと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、審判官の心証によるということですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ心証も一つのあれでしょうが、物証の発見、これにも努力をしなければならぬ、そういうことかと思ひます。

○渡辺武君 大臣は私の質問がよくおわかりになつていないと思ふんです。つまり、審判官が職権なりその他によつていろいろ調査した。そして双方とも応じた。原処分庁も不服申し立て人も応じた。それでも、なおかつ、原処分庁も、自分の主張の基礎を明らかにできなかった、不服申し立て人も自分の主張の基礎を明らかにできなかった、こういう場合に、審判官は一体どういふ基準でもって判断するのか、こういうことです。

○国務大臣(福田赳夫君) それは、第三者もおりまするし、いろいろな外形調査ということもやります。まあ当事者同士の主張等も直接な証拠というわけでもないにいたしましていろいろ参考にはなりましようし、それらを総合して審判官が真実を発見する、こういうことだと思ひます。

○渡辺武君 結局、そうしますと、審判官の心証によるという結論になつてしまふと思ひますが、それじゃ私はまるで基準がないことになるのじゃないかと思ふんです。つまり、審判官の実際の運用上の手心によつて判断される、こういうことになつてしまふと思ふ。ですから、ある不服申し立て人に対してはその主張を採用する、しかし、ある不服申し立て人に対しては主張を採用しない。全然基準がないのだから、審判官の心証によつてそういうことにならざるを得ない。これは非常に不公平なことになると思ひます。

そこで、時間もないので、私は、もう少し話をはつきりさせるために、税務訴訟の場合に最も普遍的に起こり得る可能性のある具体的なケースを一つ申し上げて、大臣の意見を伺いたいと思ふんです。たとえば、ここに審査請求人が自分の所得は百万円だというふうな申告をしたとします。ところが、税務署のはうは、更正で、いや所得は百五十万円だというふうな主張をしたとします。差額は五十万円。ところで、この場合に、仕入れや経費などこれの合計額が一千万円だったとする。そうして、これについては、原処分庁もそれは一千万円だということは認めておる。つまり、不服申し立て人も原処分庁も、その点では意見が一致しておる。ただ、売り上げ金額がそれぞれ見解が違ふ。税務署のはうは、千百五十万円売り上げがあるのだと言っている。ところが、納税者のほうは、いや一千一百万円だと言っている。五十万円の食い違いがそこにある。ところで、不服申し立て人のほうは、自分の主張の基礎を明らかにするということはどういうことかといへば、税務署が言っている上積み五十万円の売り上げはなかったのだということを証明しなきゃならぬ。税

務署のほうはどうか、五十万円の上積みがあるんだということを証明すればいい。ところで、なかったというのをどうして証明できますか。あるというところは証明できます。しかし、売り上げがなかったというところは証明できないんです。あの三億円事件の容疑者を見てもらってください。ある日、ある時間に、三億円を強奪したんです。いや、しなかつたんだということを証明しなきゃならぬ。証明できっこないんです。その証明としてどういうことをしたか。その時間には自分はほかの場所に行ったんだと、就職試験の面接に行っていたんだという別の存在をもって証明した。いわば推定したにすぎない。存在しなかったというのを証明することは不可能に近い。別な存在をもって間接的に証明しなければならぬ。だからして、不服申し立て人が五十万円の売り上げがなかったんだというのを主張して、それを証明しようと思つたって、そもそもできないことです。ところが、どうです。税務署のほうは、いや売り上げは千百五十万円あるんだといって主張している。そのうちの千百五十万円までは双方意見が一致しているのだから、上積みは五十万円の存在は、これは税務署は証明しようと思えばできる。そうでしょう。その場合に、税務署は、その五十万円の積みみの売り上げの存在を証明することができなかった。納税者のほうも、いま申し上げましたように、存在しないのでしょ、これは証明できないんだから、当然証明できない。そういう場合に、一体、どちらの主張を採用するのか、どちらの主張を取り下げるのか。私は、五十万円の上積みは売り上げがあるんだということを主張した税務署、これの主張を取り下げる、これが当然だと思うんです。どうですか。——これは大臣に答えてもらいたい。

○政府委員(細見卓君) 非常に技術的な計算にあつたことだから私がお答え申し上げますが、税務当局が百五十万円とおそらく推計いたしましたときには、渡辺委員の言われるように売り上げと仕入れということだけでなくて、たとえば財産の

増加状況でありますとか、あるいはそのほかのものによりまして、どうしても五十万円の収入があるはずだということを申し上げておるわけでありまして、いまの五十万円については、たとえばそういう資産がふえておるのは別のことでございまして、ものごとこの一面だけをお取り上げになつていられれば、何かそれだけで抜け道がないように見えますが、事柄には表と裏とがございまして、収入があるときにはそれが財産となるというわけでありまして、したがって、総合的に判断できることであります。少なくともこれからの審判官にはそれくらいの判断ができる人が当然なるわけでありまして、そういう意味で問題はないと思います。

○渡辺武君 それは答弁にならぬですよ。私は、財産の存在その他いろいろこまかいことを言つていたら問題が複雑になるから、問題を単純化する意味でいま申しました売り上げその他を言ったにすぎない。問題は非常に明確だと思ふ。税務署のほうは、五十万円の上積みがあるということを主張した。主張した限りは、十分な資料があるから証明できるはずだ。めちゃくちゃに乱議しているという事実がない限り、正当に証明できるはずですよ。ところが、納税者のほうはどうか。五十万円の売り上げがございませんとすることを証明しなさんならぬのですよ。いいですか。できっこないんです、そんなことは。その場合はどうするかということですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) それこそ審判所なんでありまして、審判所長は、両者の意見を伺つて、どこに真実があるかということに公正に判断する、こういうことであります。

○渡辺武君 その審判官の公正な判断なるものの基準を私は聞いています。審判官が自分の心証だけで、ある場合には税務署の主張を取り下げさせる、ある場合には不服申し立て人の主張を取り下げさせる、こういうことでは当然不公平な判決が出てくる。それじゃいかぬと思う。大臣のよう

な立場になつてくれば、いくらでもどんどん更正をぶつかける。そうして、いざ国税不服審判所の審査の段階でどちらでもやれる、こういうことになるでしょう。不服申し立て人の主張を、そもそもだれが考えたって証明できないことを証明しろと強要して、そうして証明できないからといってその主張を取り下げさせる、採用しないということなら、いくらだって税金をかけられる、こういうことになるわけじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、税務署が幾らと主張すると、これに対して審査請求人が不服がある。そうすると、税務署の主張が正しいかどうかというのを審判官は審査するわけですよ。そこで間違いがあるなら判断すれば、これを取り入れないということになるし、税務署の主張のほうに正しいという心証になりますれば、これを採用するということになるわけでありまして、これはもう裁判の原則だと思ふのです。裁判官のさような審判をくつがえすに足る主張が請求人にできるかどうか、その辺が問題だらうと思ひます。

○青木一男君 先国会において大蔵委員会ではたびたび私が審査制度の本質に関する質問で、この国税不服審判所は、審査請求、答弁書その他の事項に盛られた問題のどちらの人が正しいかということについて審判すべきであつて、新しい課税限度を取り上げるべき任務ではないのだということを繰り返して質問したのでございますが、その点の内容は繰り返しません、大蔵大臣から大蔵省の確たる御見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 前々国会で青木委員からまさに御指摘の点があつたわけでございます。その後、大蔵当局は、慎重にこの問題を検討してみたのであります。その結論を申し上げますと、非常に傾聴すべき御意見だという見解でありまして、国税不服審判所が成立した時点には、それが納税者の権利の救済機関であることにかんがみ、審査を申し立てられた事項、これに対する答弁書に記載された事項、さらに納税者側の反論内容を基礎として審理判決が行なわれるよう指導する考え

であります、こういう結論に到達いたしました。

○青木一男君 いまの問題は、審査制度の本質に関する問題でありまして、昭和二十五年の税法改正で、審査制度というものは審判である、従来のように覆審ではないというところが税法上はつきりしたにもかかわらず、その後税務当局の考えがその法の精神に沿わない点が非常にあつたのであります。でありますから、この前の委員会における政府委員のような答弁が出てくるのであります。ただいまの大蔵大臣の答弁ではつきり大蔵当局の責任ある見解がわかつたのでございまして、今度は審判所という名前まで変わったのでありますから、審判所は国税局のような税務署の補助機関ではないのだと、こういう立場をはつきりして今度の新しい法律の解釈及び運用については誤りなきを期していただきたい、この点を強く要望して、私の質問を終わります。

○委員長(栗原祐幸君) 午後一時再開することといたしました、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時二十三分開会

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案、及び、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、現行の法律によりまして、経済及び技術協力のため譲与等を行うことができる

ものは、物品に限られており、また、譲与等の相手方も、開港途上にある外国の政府とその機関、国際連合とその専門機関に限られておりますが、経済及び技術協力を効果的に実施するためには、譲与等を行うことができるものとして、物品のほか、船舶、建物等を加えるとともに、譲与等の相手方につきましても、新たに、国際連合とその専門機関以外の一定の国際機関を追加する必要があります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

昭和二十七年八月、わが国が国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟して以来、この二つの国際機関がわが国経済の発展に寄与するとともに、世界経済の成長と安定に多大の貢献をいたしてまいりましたことは、申すまでもないところであります。

この間、これら両機関は、資金需要等の拡大に伴い、昭和三十四年及び昭和四十一年に増資を行ない、わが国も追加出資に応じたのであります。が、さらに今回、世界経済及び国際貿易の発展に処するため、昨秋の年次総会において増資の方針が決議され、このほど増資案の決定を見るに至りました。この増資案によりますと、国際通貨基金の割り当ての総額は約二百八十九億ドルに、国際復興開発銀行の出資額の総額は約二百五十四億ドルになり、わが国につきましても、最近におけるわが国経済の成長を反映いたしまして、国際通貨基金の割り当て額は十二億ドルに、国際復興開発銀行への出資額は十億二千三百万ドルに、それぞれ増額されることとなっております。

したがって、わが国としては、国際通貨基金に四億七千五百万ドル、邦貨に換算して一千七百十億円、国際復興開発銀行に二億五千四百四十万ドル、邦貨に換算して九百一億四千四百万円を追加出資が必要となつたわけであり、国際流動性の増強と発展途上国に対する開発援助の充実に積極

的に協力する等の見地から、これに應ずることといたしたいと存じます。

この法律案におきましては、今回の両機関に対する追加出資に應ずるため、これに必要な規定を設けることといたしております。

国際復興開発銀行への出資については、従来どおりの取り扱いをいたしてありますが、国際通貨基金への出資については、外国為替資金特別会計の負担において行なうことといたしました。これは、特別引き出し権制度の発足等に伴い、同基金とわが国との取引が複雑かつひんぱんとなつてきていること等を勘案し、この際同基金に関する他の取引と同様に、出資についても、外貨資金の管理を行なう外国為替資金特別会計に一元化し、かつ、その取引の機動的運営をはかろうとするものであります。それと同時に、同基金に対する出資が国際通貨制度上の金融機能の充実強化に充てられるという特殊な性格にかんがみ、なるべく一般財源に依存しないこととするような制度にしようとするものであります。また、これに伴い、同基金に対し、円貨にかえて交付する国債につきましても、その名称を基金通貨代用証券とし、同基金が保有する円貨について、基金通貨代用証券により外国為替資金に回収することができるとするほか、基金通貨代用証券について、償還の請求を受けた場合には、一定の範囲内で日本銀行に対しこれを買い取ることを命ずることができるといたしております。

このほか、この法律案におきましては、わが国の国際通貨基金に対する貸し付け金債権を日本銀行に譲渡できるとするとともに、今回の国際通貨基金への追加出資のうち、金及び現金で払い込みを必要とされる分についての財源に充てるため、外国為替資金特別会計の積み立て金の一部四百四十四億六千万円を限り、外国為替資金に組み入れることができることとする等の措置を講じ、その他所要の規定の整備をはかつております。

以上が、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部

改正する法律案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、補足説明を聴取いたします。船後主計局長。

○政府委員(船後正通君) ただいま議題となりました経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

まず、譲与等を行うことができるものとして、新たに、船舶、建物等を加えることについてでございますが、御承知のとおり、従来は、物品のみが譲与等を行うことができたものとなつておりますため、開港途上の国から船舶、建物等の供与の要請があつた場合には、資材を相手国に供与して、これらを組み立てさせるとか、資金を相手国に供与して、相手国に日本から調達させる等の方法をとらざるを得なかつたわけでございまして、このような方法は、従来、船舶、建物等を直接相手国に供与することができなかったためにやむを得ずとられたものでございまして、今後効果的に経済及び技術協力を進めたいと考えているため、船舶、建物等を直接相手国に供与できる途を開いておく必要があるわけでございまして。

次に、譲与等の相手方として国際連合とその専門機関以外の一定の国際機関を追加しようとする点についてでございますが、近年、特に東南アジア地域におきましては、国際連合以外の地域的国際機関が増加しており、わが国といたしましては、これらの国際機関に積極的に協力し、もつて経済及び技術協力の一その推進をはかつていく必要があるわけでございまして。

以上、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長(栗原祐幸君) 奥村国際金融局長。

○政府委員(奥村輝之君) 国際通貨基金及び国際

復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明を補足し、法案の具体的な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第一に、わが国の国際通貨基金と国際復興開発銀行に対する出資額につきまして、国際通貨基金につきましては現在の七億二千五百万ドルの割り当て額を十二億ドルに増額し、また、国際復興開発銀行につきましては現在の七億七千二百六十万ドルの出資額を十億二千三百万ドルに増額することといたし、この追加出資に應ずる権限を政府に付与していただくものであります。

この点に関連いたしまして、今回の増資の概要につきまして御説明申し上げますと、国際通貨基金につきましては、その割り当て額の総額が約二百十三億ドルから約二百八十九億ドルに約三五・五%増額されることになっておりますが、わが国をはじめ前回の増資以降におきまして経済成長が著しかった国につきましても、特に大幅な増額が行なわれることになっております。

また、国際復興開発銀行につきましては、各加盟国の国際通貨基金における出資比率と国際復興開発銀行における出資比率とをできるだけ同一にしようという従来の慣行によりまして、今回、国際通貨基金において特別に大幅な増額を認められた国につきましても、出資額の増額を行なうこととなつており、その結果、国際復興開発銀行の出資額の総額は、約二百三十二億ドルから約二百五十四億ドルに増額されることになっております。

第二に、両機関への増額の払い込みの内訳につきまして御説明申し上げますと、国際通貨基金につきましては、増額の全額を払い込まなければならぬのでありますが、増額の二五%(一億一千八百七十五万ドル)については円現金で、残り七十四%(七億五千五百五十万ドル)については、無利子、要求払いの基金通貨代用証券で払い込むことになっております。

国際復興開発銀行につきましては、増額の一〇%のみを払い込めばよいことになっておりますが、増額の二〇%（二百五十万四千ドル）についてはドルで、〇・〇九%（二十二万五千三百六十ドル）については円現金で、残り八・九一%（二千二百三十一万六千四百四十ドル）については、無利子、要求払いの通貨代用国庫債券で払い込むことになっております。

これらの払い込みは、本年十月三十日またはわが国が同意通告をした日のいずれかおそい日から三十日以内に払い込まなければならぬことになっております。

第三に、両機関への出資の取り扱いについて御説明申し上げますと、国際復興開発銀行への出資につきましては、従来どおりの取り扱いをいたしては、外国為替資金特別会計の負担に於いて行なうことといたしました。これは、特別引き出し権制度の発足等に伴い、同基金とわが国との取引が複雑かつひんぱんとなつてきていたことを勘案し、この際同基金に関する他の取引と同様に、出資についても、外貨資金の管理を行なう外国為替資金特別会計に一元化し、かつ、その取引の機動的運営をはかることとあります。それと同時に、同基金に対する出資が、国際通貨制度上の金融機能の充実に充てられるという特殊な性格にかんがみ、なるべく一般財源に依存しないこととするような制度にしようとするものであります。これに伴い、同基金に対し、円貨にかえて交付する国債につきましては、その名称を基金通貨代用証券とするとともに、同基金が保有する円貨について、基金通貨代用証券により外国為替資金に回収することができるとするほか、基金通貨代用証券について、償還の請求を受けた場合には、その償還の結果、国際通貨基金の保有する円貨及び基金通貨代用証券の額の合計額が、わが国の割当て額の七五%未満となる場合に限り、その差額の範囲内において、日本銀行に対しこれを買い取ることを命ずることができるといたした

しております。このように、日本銀行に対し買い取ることを命ずることができるとした場合を限定いたしましたのは、これが外国により円貨が借り出されている状態にあるからであります。したがって、基金通貨代用証券により円貨を回収した場合または外貨を引き出した場合において、日本銀行が買い取った基金通貨代用証券があるときは、直ちにこれを償還することといたしてあります。

第四に、以上申し上げましたように、国際通貨基金に対する出資を外国為替資金特別会計から行なうこととするに伴い、今回の国際通貨基金への追加出資のうち、金及び円現金で払い込むことが必要とされる分の財源に充てるため、外国為替資金特別会計の積み立て金の一部四百四十四億六千万円を限り、外国為替資金に組み入れることができることといたしました。

このほか、今回の増資に伴いまして、次のような改正をいたしております。すなわち、わが国の国際通貨基金に対する貸し付け金債権を日本銀行に譲渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができることとするのと、日本銀行におけるその取り扱いについて規定を設けてあります。

また、国際通貨基金への出資額が増額されることに伴い、特別引き出し権の配分の受入れ限度額を新しい出資額まで増額すると同時に、特別引き出し権制度発足以降の運用の状況にかんがみ、国際通貨基金協定の円滑な履行を確保するため必要があると認めるときは、右のほか特別引き出し権の配分を受け入れることができることといたしました。

さらに、今回の増資により、わが国は、両機関において加盟国中第五位の出資額を有することになりますので、両機関の協定により、わが国は、両機関の理事を任命し得る地位を獲得することになりますので、両機関の理事は、内閣が任命することといたしました。

このほか、外国為替資金特別会計法等につきまして、所要の規定の整備をはかってあります。

以上をもちまして補足説明といたします。

○委員長（栗原祐幸君） 両案の自後の審査は、後日に譲ることといたします。

○委員長（栗原祐幸君） 次に、休憩前に引き続き、国税通則法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○戸田菊雄君 時間もありませんから、私は項目ごとに数点関係者に質問してまいりたいと考えますが、その前に、冒頭に、一応資料の要求をいたしておきたいと思うのでありますが、それは、午前中の木村委員の質問にこたえて、大蔵大臣、国税庁長官等のお答えがあったわけですが、おおむね五月一日以降実施したい、こういう意向を漏らされた。したがって、そういう移行措置等に対する具体的問題が幾つか疑問があるわけでありまして、そういう問題に対する資料を二点ほど要求しておきたいと考えます。

その一つは、人事異動に伴う協賛団局別、官職別、こういう職務内容が種々組まれておると思うのでありますが、人事異動一覧表といいますが、そういうものがあれば、ひとつ資料として御提示願いたい、これが第一。

それから第二は、組織運営等につきまして、もっぱら政令、省令等で運用をはかつていく、そういう内容が数多くあると思いますが、そういう政令、省令の内容について資料要求をしたい。この二点について、まず長官の見解を承っております。

○政府委員（吉國二郎君） 具体的な人事はまだ動かす段階にきておりませんので、いまの協賛団の級別定数、それに対して新しい審判所における級別定数の区分、これの比較表というものを御提出いたしたいと思ひます。

○政府委員（細見卓君） 組織政令並びに省令につきましては、要点をすてお手元へお配りしておると思ひます。

○戸田菊雄君 わかりました。

それで、第一の問題は、資料が来ましてからさらに詳しくやつてまいりたいと思うのですが、従来の協賛団は、税務相談を含めまして、具体的に記憶をしているのは、四十八名と考えております。今回不服審判所が発足をいたしますと、百名の審判官、それから副審判官が百三十名、それから国税審査官等、職員が総体として四百四十九名、そういうことになりまして、改正後の協賛団にどういう形で具体的に人事組み込みをやつていくのか。いま、長官は、まだ人事異動のそういう具体的な作業までは完成しておらないという話でありましたが、先ほども大蔵大臣からちよつと意見はあったのでありますが、わかる範囲内できつこうでございますから、この辺の内容について御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員（吉國二郎君） 今回、国税不服審判所ができましたと、審判所といたしましては税務相談をあわせて行なうわけにまいりませんので、審判所から分離いたしました。各国税局に国税相談官というものを設けることにいたしました。十一局に相談室長を置きまして相談官を配置することにしたしております。その総数は四十八名でございます。したがって、人数から申しますと、現在の協賛団の人数と、国税不服審判所と新たに設けられます相談官との合計がほぼ一致するといつかっこうになるわけでございます。ただ、今度の審判所の職級別の配置はかなり高い部分が出ております。したがって、現在の協賛団をそのまま移行するわけにまいらぬ点がございまして、そういう点につきましては、十分本人の希望等を参酌いたしまして、そこに若干の入れかえを行なわざるを得ないと思ひますが、総数としては減少するといつかっこうにはならないわけでございますので、人材を適材適所に配置しておおむね問題のない人事異動が行なわれるという見通しで現在作業にかかろうとしておるところでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、協賛団と相談所というものはそれぞれ独立をされていくわけですか。

○政府委員（吉國二郎君） 協賛団と相談所とは、それぞれ独立をされていくわけでございます。

○戸田菊雄君 わかりました。

○政府委員（吉國二郎君） わかりました。

○政府委員（吉國二郎君） わかりました。

○政府委員（吉國二郎君） わかりました。

ね。いま、相談所関係職員というのは四十八名おられる。いまの長官の回答ですと、必ずしもいまの相談所におる四十八名含めてのそのまゝ税務関係相談所に独立したものに組みかえていくというものではないということですね。その場合には、さつきも回答があったように、当該関係職員等については、十分本人の意向というものをしんしゃくをして、その上に立って協議もしくは理解の上に立ってこれらの善後措置をとっていくということなんでしょうか、どうなんですか、その辺が第一点であります。

それからもう一つは、税務相談所の登用関係が、そういうことになりまして、二種類出てくるのではないだろうか、こういうふうにかえるわけですね。その一つは税務署から直接登用を考えていく、そういう道があると思う。もう一つは民間登用、従来関係してきた民間の六十歳以上、こういった方々も関係してくるのではないかと考えます。そういうおおむね二通りくらいの登用方式というものが考えられますけれども、その場合の具体的措置等についてはいかに処置をとっていくか、あるいは、その辺の対比はどのくらい想定されるのか、税務署登用関係がどのくらいあって、民間登用のそういう該当者はどのくらい考えておられるのか、その辺の問題について御回答願いたいと思います。

○政府委員(吉國二郎君) 第一点につきましては、この直後に身上申告を徴取することになっております。それに詳しく意見を述べてもよろうことになっていたしております。

第二番目の点でございますが、いまおっしゃいました協議団として民間から採用した人と申ししますのは、昭和二十五年に協議団あるいはその他調査官、徴収官に充てたるため相当の数の民間の人を採用した——民間と申しますか、新規採用した、特別の資格で採用したというものをお示しだと思ひますけれども、現在協議団にそのときの採用者が残っておりますのは四十数名にすぎないのでございまして、したがって、協議団と申しまして

も、実際はそういった方々が一般の税務に入っておられるのが大部分でございます。その後、お互いに入り繰りがございまして、現在では四十数名しか残っておりません。私どもは、このとき採用した人を特別扱いしているというよりも、やはり一般の税務職員としての構成として考えておりますので、特にこの人たちが民間出というふうな扱いで考えているわけではございませんが、もちろん協議団の中でのいままですつと仕事をして能力のある人が相当多いわけでございます。十分にその点は今後とも考えていく必要があるだろう、かように考えております。

○戸田菊雄君 これは二月二十五日の衆議院大蔵委員会の議事録でありますけれども、そのときわが党の広瀬秀吉委員が本問題について若干触れておられ、長官が回答されているわけでありまして、この中で、「現在協議団の協議官になっていく人の中には、実は昨年の七月にかなり有力な人を入れてございまして。ですから、かなりの数がそのまま移行しても差しつかえない」と、こう回答になっておられますね。そうなりますと、はみ出すのは一体的に何名くらい予想しているのか、その辺の具体的な数字がわかれればお答えを願いたいと思います。

〔委員長退席、理事小林章君着席〕

それからもう一つは、いま長官が回答されましたように、身上調査に基づいて本人の意向を十分生かしていくんだという基本方針はわかるのですが、やはり、総合的な異動措置の中には、やむを得ず配転という形が出てくるだろうと思うんですね。そういう場合、ほんとうに本人の了解であくまでもそういうものを追求しながらやっていく、最後まで円満解決でというそういう心持ちでこれを推し進めていくのかどうかですね。その辺の問題についてももう一回伺いしておきたいと思ひます。

さらに、同じように、これは二十七日であります。衆議院大蔵委員会においてわが党の阿部委員がいろいろ質問した中において、苦情相談所の

仕事をしておる関係職員の一部配転について、長官がいろいろと回答をなされておるわけですね。しかし、明確に、「現在の協議団で納税者の権利保護に十分な能力を持っている人はできるだけ残したい」と、こういうことではあります。従来から作業をやってきた関係上、私は、やっぱりこれも有能な方が多いのではないかと思ふんです。そういうところでござらぬ服審判所ができたからといってそういうものを再度再点検をするというふうなことは、どうも納得いかない点があるんですね。だから、でき得ればそういうものは希望する者は全員組み込むという方向にはいかないものか、どうか、この辺の具体的な数字についてさらにお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) これはたいへんおしかりを受けるかもしれませんが、一月一日という前提がございまして、去年の七月にはその主要な人事についてはかなり配慮をして準備をした面がございまして、したがって、そのときに若干の入れかえは行なわれておるということになるわけでございますが、なせ、今度は、あとでござらぬいただきますとおわかりになると思ひますが、級別定数等はかなり違つてまいりますので、片や審査官というものができておまして、そういう関係では協議団の一部はなお転出を要する部分が出てくる可能性はあると思ひます。その場合に、人事記録等を十分に参酌をし、少なくとも不利益な取り扱いにならぬようにその点については十分配慮するつもりでございます。また、先般申し上げましたように、長く協議団におりまして法令等についても非常に詳しい人もたくさんおります。税務相談官として有益な仕事ができる人も十分あります。協議団には向かなくても、そちらの方面には十分という人もおります。そういうそれらの能力を十分勘案いたしまして、全部を総点検するということではなくて、それによって級別定数等でも動かしざるを得ない階層、こういうものについて十分な判断をしてやるという考え方で対処してまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 あとで相当影響してまいりますから、もう一点確認をしておきたい。そうしますと、いまの長官の答弁ですと、結果的には配転等を伴う場合には不利益は与えない。もう一つは、この苦情処理その他の移転措置等については、あくまでも本人の希望に従つて、こういうものを原則に据えて不服審判所の移行に対処すると、こういうことでよろしゅうございませうか。

○政府委員(吉國二郎君) さうな原則をもって対処したいと思ひます。

○戸田菊雄君 次に、九十七条二項の問題でありますけれども、九十七条は、御存じのように、「(審理のための質問、検査等)」と、こういうことになっておるわけでありまして、けれども、この中で二項にまゐりますと、「国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、相当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができ、」と、こういうことになっておるわけですね。

〔理事小林章君退席、委員長着席〕
現在、審判官と副審判官の職務内容はこれで明示されていると思ひます。その他の職員というものは一体どういふものをさすのか、具体的内容についてひとつ説明していただきたい。

○政府委員(吉國二郎君) 審判官、副審判官という本来の職員のほかに、これらの審判官、副審判官を補助いたしまして調査等を担当する職員として審査官というものを設ける予定でございます。これは省令事項として資料を提出してございまして。

○戸田菊雄君 申しわけないのでありますけれども、その省令の資料をちょっと見ておられませんので、あとの質問のときに回していただきたいと思ひます。よく見せていただきます。

わかりました。そうしますと、いま長官がお答えになった内容ですと、その他の職員の中には税務職員というのか、さういふものは入っていないということですね、こう理解をしいいで

すか。

○政府委員(吉國二郎君) いわゆる国税局系統の職員は入らないわけでございます、このその他の職員の中には。

○戸田菊雄君 それから人的交流の問題でありますけれども、審判官は人的交流はやらないという原則ですね。ただし、税務職員等の交流は、その他のいわば首席、副審判官、こういう問題については人事交流を考えておるわけですね。こういう問題になりますと、えてして、いまの不服審判所の制度全体を見てまいりますと、特権階級といひますか、まあ言い方は悪いのでありますが、そういうものが逐次養成されていくようなきらいなしという印象を受けるわけです。ですから、たとえ一般税務職員としてそういうものを人事交流をやるなら、各税全体をタッチしていくようになるわけです。そうしますと、税務全体の、一般、物品、あるいは直接税、間接税、全部に關与することになりますから、そういう意味合いでは、何か人事交流によって相当弊害というものが起きてくるような印象を受けるのであります。そういう人事交流の問題については具体的にどうお考えになりますか。

○政府委員(吉國二郎君) 副審判官以下につきましては、実際に審判所の判断というものに事実認定が非常に多いことから、いわゆる調査としての判断能力が必要である場合が多いと思ひます。最後の整理をした事項について判断を下す審判官は、もちろん調査能力も必要でございますが、同時に一般の知識経験というものもあわせて持つ人が当然あつてしかるべきだと思ひますけれども、副審判官以下につきましては、税務調査というもののついでに能力が必要であると思ひます。また、その人たちがそこで補助的な仕事をしながら、次第にある意味では審判官に適應する知識能力を備えていく可能性もある。同時に、また、逆に、そこで仕事をしながらも現局に戻つてさらに調査能力を高めるという必要もあるということから、この段階では交流ということを考えざるを得ないと思ひますけれども、その交流をいたしまして、それによつて審判所の判断が著しく影響を受けるようなことがないように、交流については非常に慎重に、また、一時に一斉にかえるというようなことをせず、十分に配慮をもつてやつていくべきである、かように考へておるわけでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、結果的には、審判官についてはやらないけれども、副審判官や首席等については人事交流をしてまいりたい、こういうことですね。

○政府委員(吉國二郎君) そういうことになると思ひます。ただ、一つ申し上げておきたいのは、審判官が、最初の段階では、再々申し上げておりますが、直ちに民間の方が間に合いませんので、中には、民間の方が入れられるに際して、勤め得る人を一時税務側に受け入れるということは例外として起こると思ひますが、審判官については大体その後は交流ということとは考へないということ、その下の者にだけ考へるという原則でまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 そうしますと、先ほど木村委員が触れられましたように、首席十名のうち、大体色分けはどうかお考えになつていくのか、もう一度確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) でき得れば、首席については部外からかなりの数を仰ぎたいと思ひております。ことに、重要な局においては、案件も多いし、管理能力も必要でございますので、税務部外から——たとえば東京などは、相当地位も高くしてございまして、外部からも迎へ得るような態勢にあり、そういうところには外部から首席を求めるといふ考へ方で進めたいと思ひます。

○戸田菊雄君 具体的に何名、こういうことにはまだなつていないわけですね。

○政府委員(吉國二郎君) 最終の段階ではまだ何名というふうな適任者は求め得ないと思ひますが、漸次大きな局で処遇からいつても相当な人が採れるというところには拡大をしていくつもりで

ございまして。

○戸田菊雄君 四十三年度の審査請求件数は大体どのくらいあるのでしょうか、ちょっと教えていただきたい。

○政府委員(吉國二郎君) 四十三年度の審査請求件数は、発生件数は一万八百三十三件でございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、従来の協議団の処理内容からいいますと、大体、審判官九十名、ほかに三十名が入りまして百二十名、こういうことですね。従来三名の協議団ということになりますと、不服審判所に移行した以降は、結局、四十組というふうになると思ふんですね。それから、私の計算でまいりますと、大体百二十組、そうしますと、件数は、われわれの推測はまだ確定数かどうかというところは言い切れませんが、件数からいっても相当多くなつてきておる、そういうことがうかがわれるのでありますが、これではたして完全な審査というものができていくのかどうかということが心配されるんですね。相当減つていくと思ひますね、三名協議制でございますから。そうすると、従来までは百二十組でやられたものが四十組、三分の一です。ですから、件数がふえる。審査内容の協議制というものでそれだけ仕事に携わる人が減つていくわけです。この辺は一体どういふふうに理解をされておるのでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君) 協議いたしましたとしても、最終的な決定を協議によつてきめるといふことでございまして、担当の審判官はその担当のごとに案件を持ちまして調査をし、整理して、最後の協議に付するといふふうになりますので、そういう意味では、今回、審判官、副審判官といふものはありますが、従来の協議団はそれを一括して協議団と呼んでおりました。そういう意味から申しますと、四百四十九の定員というものは、従来とはほぼ同じ感覚で仕事をこなすことはできる

と思ふのです。そういう意味から申しますと、従来大体一万件程度の発生がございましたが、四十四年度は若干それが減つておりますし、四十五年度もさらに減る見込みがあるもので、さらに、繰り越し件数と申しますか、前年からの未済件数が最近急速に減つてまいりまして、おそらく四十五年度におきましては従来の七割程度になるであらう。そこで、案件全体がおよそ七、八割に減少すると考へられますので、今回の制度によつてその程度のものであれば当面問題なしに処理していけると考へておるわけでございます。

○戸田菊雄君 一定の統計は持つておられるのでありますが、減つてきていると、こういうことでありますが、うまく体裁よく税務署あたりで審査件数を減らすだけあげないようにならざることをやうと思ひますが、何かそういうことで意識的に審査請求というものを抑えたか、こうで件数を実際減らしていく、そうして合議制度、三人協議官の身といふものが少なくなつても合法的に進められるといふようなことに意識的にやつていないのかという気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

それからもう一つは、合議制で副審判官を入れてはどうかと考へておるんですが、不服審判所制度の全体をながめてみますと、私は、副審判官を入れて合議制度に持つていつてはどうかと考へるのですが、どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) 審査請求が減つてまいりましたのは、おそらく更正決定件数が四十四年度はだいぶ減つておりますので、異議申し立て自体も減つておりますから、作爲的な点はないと思ひます。ただ、繰り越し件数が減つた点は、新しい審判所に負担をかけないためにかなり努力をして、一部協議団の人数を臨時にふやしたりいたしまして処理しました関係で、押せ押せでおくられたものがだいぶ整理できてきたという点はあると思ひますが、今後はそういう点はふえないと思ひますので、大体この傾向で行くのではないかと考へるわけでありまして。

それから二番目は、副審判官につきましては、法律上も、審判所長またはその委任を受けた首席審判官が指定した副審判官は、合議に加えることといたしてあります。副審判官に相当な人を充てれば、これが合議に相当参加できるかっこうになると思いますが、御指摘の点は十分配慮してまいりたいと思います。

○戸田菊雄君 ただいまの点は、あとで省令その他の関連でまた聞いていきたいと思うのであります。

次に、定年勤奨の問題で、いままでの慣行ですと、おおむね五十八歳程度まで来ると定年勤奨できる、こういう慣行でいろいろやられてきたように聞いていますのであります。やはり権利救済でありますから、公平を期するということになれば、それで先ほど来青木委員のほうから指摘がありましたように、文字どおり独立した形で審判所の体制をとるとするならば、当然審判官や関係職員の皆さんに対する待遇というものは永久に保障していく、いわば裁判制度のように、そういうことでなければならぬという意味で権利救済はできないのではないか。これは前からも何回か論議をされてきた諸点でありますから、いまあえてあまり繰り返したくないという考えはないのですけれどもね。だから、そういう意味合いにおいて、どうしても待遇の面で裁判官同様の待遇といいたすか、そういうものを保障していくように今後検討すべきではないかと思うんですが、その辺の考えについてはどうですか。

○政府委員(吉國二郎君) 退職勤奨ということではないのでございますが、いわゆる指定官職——署長、副署長等に就任した者につきましては、後輩に道を譲るというような意味で、各局のそのうち人事の実態にに応じて、ある年数になると自動的に退職をするという慣習みたいなものができておりますが、この審判所の場合は、まさにそういう意味では判断力がある限りは決して何歳ということに限らずに仕事をしてもらっていいのではありませんか。ただ、能力がなくなってきた人がいればかえっ

て権利救済になりませんから、その点はもちろん問題がございますけれども、一般の指定官職とは違った感で運営をするのは当然だと思えます。大体、一般職の公務員の現状では、ちょっと特別な身分保障を求めることは困難でございますので、今回はそれはできておりませんが、運営上はそんな点で考えていく余地が十分あり得ると思えます。

○戸田菊雄君 裁判官並みの待遇に近づける、運用として十分考慮する、こういうことと受け取っていいですか。

○政府委員(吉國二郎君) まあ定年というものを一般の人と同じように考えないという点から申しますと、裁判官が六十五歳というはつきりした線が出ておりますけれども、それと同じというわけにはまいらぬかもしれませんが、現在署長等が五十歳とかなり大きな差ができておられます。十数歳という大きな差ができておられます。これはかなり大きな差ができておられます。これはかなり大きな差ができておられます。

○戸田菊雄君 それからもう一点聞いておきたいのであります。それは、現在の協議団がどうも本来の趣旨に沿って必ずしも内容を充実させてきたというふうには考えられない。いわば本来の権利救済という面からいけば、相当ひん曲がったかっこうで来ておった従来のものも、個々のケース、いろいろな審判案件等の内容を見ますと、幾つかそういうものが指摘できるんですが、そういう意味合いで、その根源をいろいろ追ってみますと、私の理解では、やはり人事交流にまつたんじゃないか、こういう考えを持つんですよ。ですから、今回の審判官ができてそれぞれの関係職員が指名をされる、そういうことになれば、やはり人事交流というものは、先ほど、審判官、副審判官等についてはやっていたという長官の回答でございますが、どうしてもいろいろな面面でそういう弊害というものがむしろ多い、こういうふう

に考えるものですか、それらの人事交流にあつては、前の労働条件の態様でお伺いしたように、本問題についてもできるだけ本件の申し出、

そういうものの以外は人事交流というものはできるだけ避けていく、こういうことにはいかないものでしょうかね。その辺の見解はどうでしょう。

○政府委員(吉國二郎君) 私は、この審判所の声価が高まれば高まるほど、出ていきたいという人が減って、入りたい人がふえるということになると思うわけでございまして、そういうふうな結果を招来するような運営をすることがその問題の解決の一番いい面ではないか。一ぺん入った人が帰りたい帰りたいというふうなことを一斉に言うようになりまして、これはまた逆に先生のおっしゃる本人の意思を縛っておくことになりまして、むしろ本人が帰りたいくないというふうな声価のあがりたりばな審判所をつくっていくという努力をすることが問題の解決の近道であると思ひますが、審判所長がおきまりになりましたらその点では特に要望したいと考えております。

○戸田菊雄君 私の一番心配するのは、民間登用になるんですね。待遇を具体的に賃金で見ると十四、五万円だ、じゃいままでの税理士とか別な仕事をやっていたら収入の面からいって非常に不利なところ、そういうことになって、長官が指名をする場合にどうも二の足を踏んでしまふということがないかどうかというふうなことも一面非常に危惧をする点なものであります。ですから、そういう面でも、何となくそういう待遇総体を含めまして、年齢あるいは給与、そういう問題もできるだけ裁判官並みに近づけていくように、より審判所の充実した運営をはかっていくためにはそういう根拠が必要じゃないか、こういうふうに考えます。いま長官がお答えになった、それは本人の希望があつて出たいというやつを押さえていくことも無視をすることになる、こういうことであります。本人の申し出がない限りそこから人事交流にはみださずやらないうふうなことが必要じゃないだろうか、こういうふうな考えをわけです。そういう対象というものは、やはり、審判官とか副審判官、審査官、総体の職員にすべて当てはまっ

ていくものでなければいけないだろう、こういうふうに考えるわけですね。ですから、そういうことで、ことに民間登用である、こういう者について非常に心配をされるのでその辺の質問をしたわけなんですけれども、もう一度民間登用の問題について一言お聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 私は、人事交流という点が、税務当局との人事交流と思ひましたのでお答えを申し上げたのであります。民間から登用した方がずっとやっていたというのを無理に出るといふような運用はしたくない、これははっきり申し上げておきます。

○戸田菊雄君 時間がありませんから先へ急ぎますが、異議申し立ての申請の内容は変わらないうですけれども、未済事業が、五月一日以降移行する際に、従来の協議団の取り扱ってきた未済事業があると思ひます。これは五月一日以降に移行して何%くらいになって、その未済事業の今後の解決、そういうものは一体どういふふうに移行していくのか、この辺の見解をひとつ承りたい。

○政府委員(吉國二郎君) 現在のところ、推計いたしまして、約五千件程度の未済になると思ひます。これは法律上新制度による審査請求とみなされますので、審判所直ちに扱っていくことになるわけでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、未済事業として残されて審判所が発足をしてその中で解決をしていく、こういうことになるわけですね。新しい機構ができるから、従来の協議団取り扱いのものはこの際一挙に解決をしてしまふということではないんです。そのままだったものは残つたで五月一日に持ち越して、所定の手続に従つてそれぞれ審理決定をしていくことになるわけですね。

○政府委員(吉國二郎君) 全く新しく発生するものと同様に処置することになります。

○戸田菊雄君 いまの国税庁の職員の年齢平均は何歳くらいでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君) 三十七、八歳前後でございます。

○戸田菊雄君 七月一日で再度また異動期が来るわけですが、その異動の対象人員は総体の何分の一くらいずつ行なわれておりますか。

○政府委員(吉國二郎君) これは局の状況によっても違いますけれども、平均的に申しますと、二五ないし二六%程度でございます。

○戸田菊雄君 毎年その程度になっていくわけでしょうけれども、そうすると、大体三分の一程度配転の対象となるわけですね。そうしますと、具体的な資料もあるわけですが、きょうはそこまで入れませんから、あとで触れますけれども、最近、本人の希望を無視した形の配転措置が非常に多いというのを聞いておるわけですね。具体的な事例はこの次にあれますけれども、こういう問題について、国税庁としては、二年に一回、三年に一回という現在の人事交流、配転、こういう問題について、何かもう少し検討していく必要はないのかどうか。たとえば、本人がかりに福島から福島へ転動して来たというところになりますと、どうも、固地に入っても、役所へ行っても、外者扱いされるようなそういう印象を非常に受けるという人があるわけですね。また、東京でそういう待遇を受けているのはいいやだから、今度は福島へ戻ろうとすれば、東京へ行っただけからというところでまた福島のはうからよそ者扱いをされる。どっちへ行っても浮かばれないという幾つかの事例があるようです。そういうことになると、税務行政の面からいっても、あるいは全体の職場環境の明朗性といえますか、そういう面からいっても、非常にまずいものになってくるようなケースが多々あるようであります。ですから、そういう弊害をなくすためには、さっき国税庁長官の審判所移行に伴っての人事異動、こういうものの原則を確認しましたけれども、通常の配転の場合でもこういうものがあつていいのではありませんか、こういうふうに考えるわけなんですけれども、その辺の取り扱いには従来と今後の問題についてどうでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君) 従来から、職員の上

については、非常に詳しい調査をいたし、また、本人の身上申告もとりまして、十分本人の希望等を調査しているわけですが、何ぶんにも御指摘のように全国に散らばっている税務署でございまして、同じところにいるという人もあれば、早くもとのところへ帰りたいという人もございます。そういう意味では希望が全部片寄っている傾向がございますので、どうしてもこの中で勤務年限その他から希望に沿えない結果が生ずるというところはある程度やむを得ないと思っております。できるだけ本人の意向がはつきりするよう処置をとって、身上調査については十分な念を入れておるわけでございます。確かに、本人の意に沿わない配転というものもこれはあり得ると思っております。ただ、たとえば一番いい例でございますが、北海道では札幌に帰るといふのがほとんど全部の希望でございますが、名寄とか網走あたりの職員はやはり帰りたい。しかし、札幌にいる人は動果が出てまいりますので、その辺はやはり全体の公平を考えて適宜配転を行なわなくてはならぬという事情もございまして。そういう点で、全体の公平を考えながら、できるだけ本人の意思、また環境を考えて、そのために人事担当者は非常な苦労をいたしております。その人事記録だけでも膨大な数にのぼるような状況でございます。

○戸田菊雄君 本問題は非常に全般的な問題ですから、私もむずかしい問題だろうと思つてます。確かに、北海道の例など、いま長官がおっしゃられるような例は数多くあると思う。それだけに、やっぱりこれは運用についての基準というものを明確にしておかなければいけないと思う。いま私たちがいろいろとタッチしている範囲では、どうもそのときそのときの場当たり主義的にそういう配転措置というものをやられる。言つてみれば長官のほうで一方的に押し切つてしまふ、こういう形が非常にあるんじゃないか。たとえば、手続上見ても、いま、大蔵省関係の配転等については、内示制というのではないんですね。やっぱり内示制

というものをつくつて、一定の基準をそこに置いて、そうして組合もあることなんですから、近代社会国家になつたわけですから、そういう組合を対象に一つの土俵の中で協議体制を踏んでいく。こういうことになれば、もう少し円滑にいくんじゃないか。あるいはまた、長官のほうでこれはいいと思つてやつた人事でも、口には出さないけれども大きな不満を持つておる、こういう者が数多くいると思つてます。そういうものを解消するために、私は、そういう配転、あるいは人事交流、こういった全般の問題について、内示制というものをとられていいのではないか、こういうふうに考へるんですが、この辺はどうですか。

○政府委員(吉國二郎君) こういう大きな組織における人事異動について内示というものが事実上困難であるということ、先ほど来申し上げましたような、本質的に本人の希望と非常に違ふものも生じ得る、その配置上の要請というものもあるという点から申しますと、いまのところ私も内示をする考えはないわけでございますけれども、その点についてはできるだけ身上調査を徹底するという方向をもつて対処をいたしたい、かように考へておるわけでございます。なかなかその点、むずかしいことでございますが、人事の具体的な内容についての把握については毎年より改善をはかつていくつもりでございます。

○戸田菊雄君 最後の回答に來るとおかしい回答になつちゃうんですが、いままでのいろいろな質問の経過を見ますと、長官は、大体内示制度に行つてもいいのじゃないかという答弁をしてきているんですね。だけれども、詰めの段階へ来ると、どうも逃げられるんですが、まあいづれにしても、相当そういうことで混乱なり、不満なり、あるいは職場環境の問題があるようですから、あとで具体的な問題で質問していきたいと思つていますが、ひとつ真剣に本問題については検討していただきたいと思つてます。

方式に切りかえられつつある。そういうものが、現地の税務署その他に行つて各税務署作業をやる上において、こつちの徴収事務体制というものが非常におくれておるのじゃないかという気がするものであります。たとえば、一定の申告とかという場合、あるいは何か税務署で調査をやるというところ、それはコンピュータに全部入つていまして、こういうことになる。何かやっぱりそういう面で見ても現地に對しても非常に労働強化になつていくようですから、これらの改善施策を考へられておるのかどうか、その辺を伺つて、きょうはこの程度にして終わりたいと思つてます。

○政府委員(吉國二郎君) コンピューターを税務事務の中に導入するというところにつきましては、国税庁において八年にわたつて検討し、実験をしまつてまいりました。率直に申しまして、定員がなかなかふえにくい状況であり、しかも、定員だけの職員が年度末になりますと退職者が相当出てまいりまして欠員を生ずるという状況におきまして、それは、手作業的なものをできるだけ圧縮して、それによつて現在いる人間の能率を高めるといふことが必要であるという点からコンピュータの導入を考へておりますが、かなり広範に導入したいと思つております。しかし、これはあくまでも人員の不足を補うもので、合理化とよく言われる意味の合理化ではないのでございまして、これからますます手不足になるのを機械で補充しようという趣旨のものでございまして、したがつて、これによる現場の人数がふえるというふうなことであつてはならない。人数が減る方向で慎重に検討していきたい。導入にいたしましたも、確実なものから漸進的に導入いたしましたその成果があがるような措置をとるべく慎重な検討をいたしております。

○渡辺武君 私は、まず最初に、異議申請段階の審査庁の質問検査権、このことについて御質問したいと思つてます。国税庁長官は、第六十一国会のときの、四十四年七月十五日の当委員会、松井委員に対する答

弁の中で、異議申請についての審査庁の調査にあたっては、行政不服審査法三十二条の規定を待たずとも、所得税法の二百三十四条など国税庁の調査権を適用できると、いわばもとも調査権を持つていたという趣旨のことを述べておられます。これは御記憶ですか。

○政府委員(吉國二郎君) さように申したように覚えております。

○渡辺武君 速記録を読んでもいいんですけれども、長くなりそうですのでやめます。ところが、他方、同じ松井委員に対する答弁の中で、今度は、三十二条の規定があるから異議審査庁は各税法の質問検査権を行使して調査ができるのだという趣旨のことも述べておられるわけです。これも同じ日の答弁の中でそういうふうに述べておられます。この答弁は全く食い違った答弁だというふうに思いますけれども、現在は一休二休の立場に立っておられるのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 異議審査につきましても、審査庁が、当該官庁である場合と、特別の審査庁である場合とがあるわけでございます。したがって、当該官庁の場合には、当該官庁の職員は、その当該官庁における質問検査権を持ち得ることは当然である。不服審査法の三十二条の規定は、いわばそれをオーソライズしたものであるという解釈でございますので、場所によって若干言い方が違っておりますけれども、趣旨はそういう意味で申し上げたわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、三十二条の規定を待たずとも、当該官庁の場合、もとも各税法の質問検査権を行使する、そうして異議審査の場合の調査をやることであるという事ですね。

○政府委員(吉國二郎君) 不服審査法ができる前からさような解釈で進んでおります。事実それでやっております。

○渡辺武君 そうすると、長官は、いま言われたような御答弁を当委員会に言われる以前は、行政不服審査法三十二条の規定があるから、だから異議審査庁は各税法による質問検査権を異議審査に

あたって適用できるというふうに言っておられたわけですね。ところが、今回の通則法改正案によりますと、御存じのとおり、改正案第八十条で行政不服審査法の諸規定を取り入れるにあたって三十二条を含めた手続規定は全部削り落としてしまったわけですね。ですから、今度の改正案は三十二条の規定は適用できないということになりました。だから、従来の立場では各税法の質問検査権の行使をできる法的根拠がなくなりました。しかも、異議申請の審査に對しての調査権の規定は今度の改正案にはないわけですね、特段の規定が。したがって、改正案によれば、異議申請の審査に對して審査庁は何の質問検査権も持たなくなるのではないかと、この趣旨のことを松井委員が質問したわけですね。そうしましたところが、これに對して、長官は、先ほど申しましたように、三十二条の規定を待たずとももとも調査権はあるんだというふうに答えたわけですね。いまもそんなふうな答えられたわけですね、当該官庁というまあ特定はしましたけれども。

そこで、私伺いたいんですけれども、もし当該官庁の場合でもそれが異議の審査をするという場合、三十二条の規定を待たずとも各税法による質問検査権を行使できるといういま言われた長官の解釈が法的な根拠のないものだという場合です。よ、この場合には、今度の改正案では、異議申請を審査する場合の審査庁は調査権を全然持たない、質問検査することができないというふうな結論に思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) まず仮定で三十二条が創設的であるとお考えになったという仮定がそうではないのでございまして、仮定の質問とは思いませんけれども、かりに三十二条で動いたとしたとしても、今度は三十二条を排除してありますから、その各税務職員たる者はすべて質問検査権を行使し得るという前提がそのまま生きてまいりますので、質問検査権は各税法において与えられていると解釈すべきであると思ひます。

○渡辺武君 私、念のためにあらかじめお断わり

しておきますけれども、行政不服三十二条の規定によつて、この不服申し立てを審査する行政庁です。これが各税法の調査権を行使できるようにしたという解釈は、これは根本的に間違っていると思うんですね。三十二条はそう解釈すべきじゃないと思うんですね。しかし、この問題についてはいざ時間をとつてな御質問したいと思ひますけれども、いま長官は非常に重大なことを言われたわけですね。三十二条の規定を待たずとも、いわばもとも調査権はあるんだ、各税法にと、こういうことを言われたわけですね。それでは、そういうことを規定した明文があるかどうか、法的根拠はどうか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 異議申し立てと申します。そのも、課税標準の調査を求めているわけですね。調査のため必要がある場合には質問検査を行ない得るというのが現在の法律の規定でございます。したがって、異議申し立ての際に調査をいたす場合に必要があれば質問検査はでき得るというものが、これは昔からの規定でございます。

○渡辺武君 私の伺っているのは、法の解釈じゃないんです。どこに法の明文があるのか、あなたに言われたようなことをきめた法の明文がどこにあるのかということ伺っているわけですね。

○政府委員(吉國二郎君) 所得税法の二百三十四条をお読みいただければ明白でございます。

○渡辺武君 所得税法二百三十四条ですね、これは所得税を課税する場合の質問検査権を規定したもので、所得税法というものは、これはまあ私が吉國さんに言うのは私の耳に念仏ということになるかも知れませんが、第一條を見ましても、私ここに書き抜いてありますけれども、「この法律は、所得税について、納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手續、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。」というふうに書いて、法全体の趣旨を述べているわけですね。つまり、一言で言えば、法の趣旨は課税処分ということにあるわけですね。で、二百三十四条の質問検査権は、この法の根本趣旨である課税のための質問検査権にすぎない。納税者に納税義務を履行させるために必要な質問検査権だというふうに見なさないと思ひます。ですから、不服審査にあたつての調査権ですね。これは課税行為とは根本的に違つて、行政不服審査法第一條にもはっきり書かれておりますように、現処分庁の法律に基づき不当な処分に対して不服の申し立てがあつた。その不服の申し立てについて、不服申し立て人の権利を救済するという趣旨で行使されなきゃならぬ調査権です。ですから、これは課税行為とは全然違ふんです。根本的に違つた立場です。そういう立場に立つた調査権でなきゃならぬ。ところが、いまおっしゃった解釈によりますと、課税のための調査権が権利救済の場合の調査権に適用できると。これは根本的に私は間違つていふと思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(吉國二郎君) 私に法的根拠がないとおっしゃるやうに、そちらの御解釈にも法的根拠がないように思ひます。また、所得税法は、何も課税に關してばかり規定してゐるのではなくて、納税者の申告についても規定をいたしておるわけでございます。結局、所得税法というものは、最終的には適正な所得が決定されてはじめて成り立つものでございまして、権利救済にいたしましては、税務官庁が誤つた調査によつて誤つた所得を決定している場合に権利を救済すべきで、正しい所得を決定している限り権利救済ということはないわけでございます。そういう意味では、調査と申しますのは、正しい所得を調査するということと申します。所得税法はそういう意味で調査に對して質問検査権を与えてゐるわけでございます。異議申し立てにいたしましては、税務官庁が審査庁である場合には当然調査権があるというのが通説でございます。

○渡辺武君 あなたの言われる権利救済の際の調査権、そうして課税をやる場合の質問検査権、これを全く混同して考へておられる。それがどんな

にひどいものかということは、たとえばこの二種類の調査権の罰則を見ると非常にわかると思うんです。所得税法の二百三十四条、これは調査権です。御存じのように、二百四十二条の八号によつて罰則が定められております。もし納税者が答弁をしない、もしくは偽りの答弁をした、あるいはまた検査を拒んだり妨げた、または忌避したとき、この場合には一年以下の懲役、二十万円以下の罰金だ。非常にきびしい罰則がついているわけです。私は、こういうきびしい罰則のついた調査権、これは憲法第三十八条との関係で適法かどうかという問題があると思うんです。同時にまた、申告納税制度というたてまえから考えてみても、こんなきびしい罰則がついた調査権を發動してそうして納税者を調査すると、こんなのが無制限にできるかという、できるものじゃないと思う。申告納税制度のたてまえに立てば、これは厳密に制限しながら行使しなきゃならぬ、こういうふうに思います。思いますけれども、しかし、このきびしい罰則のついた質問検査権というのは、これは納税者に納税義務を履行させるという見地からこのきびしい質問検査権があるの、これが所得税法の二百三十四条によつて規定されているというふうに理解できないこともないと思う。ところが、これと違つて、行政不服審査法に原則的に示されている不服審査のための調査権——不服審査のための調査権です。課税行為のための調査権じゃない、不服審査のための調査権、これは御承知のように行政不服審査法の二十七条から三十一条にわたつて定められております。もう一つ、そうしてこの三十一条でしか、審査請求人に対しては、「審尋」ということばを使っているんです。審尋をする。つまり、審尋というのは、これは質問された人がこれを拒否することもできる。拒否しても罰則はない。また、今度の改正案に出てくるように、その主張を採用しないこともあるというふうな、これはまあ事実上の罰則ですけれども、そういうこともない。そういう審尋をするんだということが書かれている。非常に

軽いんです。なぜ軽いのか。これは権利救済というたてまえからして当然のことだと思ふ。原処分庁の不法、不当な処分によつて問題が起つた、それに對して、私の権利を救済してほしいといつて申し出て、その納税者に対して罰則のついたきびしい調査権を適用するというのは、これは権利救済制度の根本的なたてまえからはずれない。そうでしょう。権利救済のたてまえに立つならば、不服申し立てをしたその人に対する質問は、これはその人の不服審査について足らないところを補正してやるというふうな程度にとどめて、できるだけその人の権利を救済するという、そういう立場に立つて行なわれるのが当然だと思ふ。ところが、古國さんのいまの解釈によりますと、その権利を救済しなきゃならぬ不服申し立て人に対して、きびしい罰則のついた所得税法の質問検査権を適用してもいいんだ。ずいぶんひどいことになるじゃないですか。権利救済なんてどこかすつ飛んじやいますよ、それじゃ。ですから、そのことにもはつきりあらわれておりますように、権利救済の場合の調査権と課税処分の場合の質問検査権、これは厳密に区別しなきゃならぬ。ですから、私も一度伺いますけれども、解釈じゃなくして、明文で、三十二条の規定を待たずとも、不服申し立てに対する審査庁が各税法のきびしい罰則のついた質問調査権を適用できるといふ明文がどこにあるのかと、それを答えていただきたい。

○政府委員(吉國二郎君) そもそもこの罰則についての御感觸がだいたい私も違ふと思うのでございますが、私もこれは罰則を目的として規定されたものではないと思ふのでございます。申告納税のたてまえから申しますと、納税者は正しい申告をし、その内容について調査に当たる官庁にすべてを開示するということが国民的義務であるという意味で、間接強制をつけたと思ひます。つまり、罰則で打つために設けたというよりは、納税者というものは申告をし、同時にその申告の所得がどうして計算されたかという事を明らかにする義務がある、これが間接強制をした、また、許される根源であると思ひます。そういう意味では、この規定を私も罰則を適用しようという意思で運用しているのはほとんどございせん。いわば、納税者が自発的に申告の内容、所得の内容を開示してこそ、申告納税の真髓が発揮できるわけです。そういう意味では、異議申し立ての際に罰則は必要ではないかというお話も、その点はわかるのでございせんけれども、先ほども細見主税局長が申しましたように、本来権利救済を願う人であれば、その申告内容、さらに所得内容について全面的に開示をして少しもこわくない人がやるべきものだと思う。その意味では、異議申し立てをして、質問検査を妨げなければならぬ理由というものが無い。したがつて、罰則の適用ということも起り得ないではないか。したがつて、おっしゃる通りに二つ質問検査権に対する罰則を書き分けるということも、立法論としては可能であると思ひますけれども、それをあえて、現在同じ質問検査権で動き得る規定になつていて、特にこれを分ける必要はあるまいというところで新たに規定を設けなかつたのであるという主税局長の説明がありました。私は、やはりさうな点で、質問検査権を發動して異議申し立てを処理する、それによつて罰則を適用するなどという事態は絶対に起り得ない、かように申し上げたいと思ふのであります。

○政府委員(細見卓君) どうも、話を聞いておりましたよくわからないのでございせんが、所得税について権利の救済ということ、正しい所得を上回る所得を課税官庁が決定しておつたというときに、それを権利救済するということが起り得るわけで、正しくない所得を同時にあくまで主張できるというわけではないことは、これは憲法のたてまえから当然のことでありまして、そのために調査権というものは正しい所得を調べる。正しい所得を調べる、即ち、所得税の場合はほかの調査と違ひますから、権利の救済につながることであります。その意味で、私もこれは再調査の調査権に当然なるというふうに思ひます。午前中に申し上げましたように、その調査権の罰則を使わなければならないというふうな事態というのは、通常の場合は考えられないと思ひます。

○渡辺武君 その罰則を使わなければならないようなことは通常考えられないというふうなあなたの考えを聞いていますのじゃないんです。繰り返し申します。いいですか。三十二条の規定を待たず

とも、たとえば所得税法の二百三十四条の質問検査権が異議申請の場合、権利救済の場合行使することができるということを定めた明文があるか聞いておる。明文はないじゃないですか。あなた方は公務員でしょう。法律に基づいてものごとを解釈しなければならぬ。法律に基づいて行政行為をやらなければならぬと思うんですよ。そういう義務がある。明文がないのに、どうしてそんな勝手な解釈をするのです。あなた方は、課税をする、あるいは徴税をするというのに便利なような立場から法律を解釈しているにすぎない。

○政府委員(細見卓君) 同じことを二人で申し上げたほうが、公務員同士のあれで見解の統一があらわれると思いますので、私が申し上げますが、たびたび長官が申し上げておられますように、所得税に関する調査というわけでありまして、再調査の対象になりましたのも所得税でございますから、所得税に関する調査で当該職員が調査するのは、これほど明文はないと私は思うのであります。

○渡辺武君 そうすると、明文がないということをおっしゃるわけですね。

○政府委員(細見卓君) これほど明らかな明文はないということでございます。

○成瀬隆治君 関連して、質問調査権の問題はよくもあとでやりたいと思っておりますが、カテゴリーとして、たとえば所得税法では第二百三十四条、法人税法では百五十三條、国税通則法では九十七條——今度の改正案です、それから国税犯則取締法では一条にあるわけなんです。みんなあるわけですね。それが、全部同じものじゃないのじゃないかという趣旨だと思ふんですよ。ですから、こういうふうな、法律によって条文が全部違っているのじゃないか。しかも、それについて罰則規定も違っているのじゃないか。したがって、たとえば審判所に異議申し立てをして、そうしていろいろやってきたときにやられるところの質問調査権というものは、国税通則法九十七條に基づくとこの質問調査権でなければならぬんだと、こういうふうな解釈するわけですね。

を、いやそうじゃないんだと。異議申し立てが出たのだけれども、それは、所得税ならば所得税法の二百三十四條の質問調査権でやるんだと、こうなる、ごっちゃになっちゃう。あるいは、法人税で出れば、法人税法の百五十三條に基づいての調査権発動ですよということになると、罰則もそこらで適用されることになってくるんですよ。ですから、そこを混同せずに、しっかり法律でカテゴリーがきまっておるのですから、ですから、これは第何条に基づくとこの質問調査権だ、というふうな明確にしていかなければならぬ。さうじゃないかというのを渡辺君は言っているのじゃないかと思う。それを、いま聞いてみると、不服審判所にそういうものが申し出られても、それは所得税に関する調査であるから二百三十四条でやるんだと言われれば、ほくは、異議がある、と、こう言わなきゃならぬと思います。

○政府委員(細見卓君) どうも、私どもの説明がまずかったのかも知れませんが、審査請求が不服審判所に出てまいりました審判官が調査する場合、この九十七條によりまして、その新たな質問検査権であるわけでありまして、税務署のほうへ異議申し立てが出てきて当該税務署のほうで調査するものにつきましては、所得税なり法人税なりの当該職員の調査権が働きますと、かように申し上げておるわけでありまして、その意味で、立法論としていろいろ御批判はあったかと思ひますが、今回の不服審判所は、従来のそういうそれぞれの当該官庁が持つております調査権を制約いたしまして、審査請求の段階において不服審判所においては調査権をこういうふうな新たに制約した形で出しておるということに、立法論としての権利救済をより重視した点をお認め願いたい、かように申し上げておるわけでありまして。

○渡辺武君 いま争われておりますのは、つまり所得税法二百三十四條と、それから法人税法で言いますと百五十三條から百五十七條までですか、ああいう各税法が持つておる質問検査権ですね、これを不服審査の場合に適用することができると、

どうか、その明文はあるのかどうかということなんです。あなた方は、その質問検査権そのものの中に明文が書かれておると言うのだけれども、どう縦に読んでも、横から読んでも、これを不服審査の場合に使うことができるというところは一項も書いてない。ただ、あなた方が、所得の調査だからこれは使えるのだという解釈をしているにすぎない。いいですか、そうでしょう。明文はないんだ。しかし、それじゃ話が行き違いになって、あなた方も、メンツ上から、明文のないことをやっていた、違法行為をやっていたというのじゃないんです。論理は明らかだと思ふ。——ちょっと待ってください。それで、別のほうから私はあなたに聞いてみたいと思ふ。

不服審査にあたつては、ちゃんと明文で示されているんだ。いいですか。国税に関する法律に基づく処分に対する不服申し立て、これについて定めた現行の法律は何ですか。——もう一回申し上げますよ。国税に関する法律に基づく処分に対する不服申し立てについて定めた現行の法律は何ですか。

○政府委員(吉國二郎君) 国税通則法並びに行政不服審査法であります。

○渡辺武君 これは明快な答弁、そのとおりです。

じゃ、その現行の国税通則法ですね、これにはどういふことが書いてあります。第八章に、「不服審査及び訴訟」についての定めがはつきりとしておられます。国税通則法というものは、これは税法の基礎になっているものですね。当然守らなければならぬ。不服審査の場合は、質問検査権にせよ何にせよ、この定めに基づいて解釈しなければいかぬのだ。勝手な解釈は許さぬのですよ。いいですか。その第八章の第一節「不服審査」第一款「通則」となっています。その第七十五條にはつきりと書いてあります。異議審査、これは不服審査です。ですから、異議申請についても書いてあると見なければならぬ。七十五條に何と書いてあります。ちょっと読んでみてください。

○政府委員(吉國二郎君) 七十五條「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申し立てについては、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。」とあります。

○渡辺武君 そうでしょう。それじゃ、明文に基づいてひとつ検討しましょうや、勝手な解釈じゃなく。

それじゃ聞きますが、いまこの七十五條に書いてある「他の国税に関する法律」で不服申し立てについて「別段の定めがあるもの」、これは一体何ですか。いいですか、「他の国税に関する法律」で不服申し立てについて「別段の定めがあるもの」は。

○政府委員(吉國二郎君) 国税徴収法の第八章に「不服審査及び訴訟の特例」を規定しております。

○渡辺武君 ありましょう。そうすると、そのほかにはないですか、「国税に関する法律」で不服申し立てについて「別段の定め」を持ったものは、所得税はどうですか。いま議論になつておる所得税は、不服申し立てについて別段の定めがありますか。

○政府委員(吉國二郎君) 所得税法には別にございませぬ。

○渡辺武君 法人税法はどうですか。

○政府委員(吉國二郎君) 同じでございます。

○渡辺武君 ないでしょう。いま問題になつておる所得税法や法人税法には、異議申請つまり不服申し立てですね、これについて「別段の定め」はないんですよ。だから「別段の定め」のないときは、いいですか、国税通則法の七十五條によれば、「行政不服審査法の定めるところ」によつてやらなければならぬと、これは明文でもつてはつきりとうたつてある。行政不服審査法によつてやらなければならぬと。いいですか。なるほどその前に「この節」と書いてあります。第一節で

す。第一節には「別段の定め」がありますか。

○政府委員(細見卓君) あとに——ほかにあるのかもしれないが、卒然と見てみまじした感じでは、七十六条でたとえ期間の問題などについて特例が設けられておるの著しい点だと思ひます。

○渡辺武君 そうでしょう。そうしますと、ほかにはないわけですからね。いいですか。あなた方がまさに従わなければならぬ国税通則法の第七十五条によれば、国税に関する不服申し立てについては国税不服審査法の定めるところによらなければならぬ、こう書いてある。これは明文です。あなた方、行政不服審査法に基づいて異議申請の場合の調査権も発動しなげなうのですよ。それ以外、解釈は絶対許すことはできないんだ。ちゃんとこれは国会で定めた法律です。行政庁が勝手な解釈をして、国会で定めた法律の上に自分の解釈を置いたら、これは権力主義的な行政になっちゃう。国会を侮辱することになりますよ。

さて、そこで聞きますが、その前にちょっと確かめておきましょう。「行政不服審査法の定めるところによる」ということになっているけれども、その点はあなた確認しますね。これは異議申請も審査請求もみなそうですね。——そうですね。記録にとどめておいてくださいよ。

それじゃ、伺いますけれども、行政不服審査法の定める調査権、これはどういふものですか。どこに明文で定めてありますか。

○政府委員(細見卓君) 三十二条で「前五条の規定は、」云々とおるわけですね。

○渡辺武君 何ですって。その「前五条の規定」、これも調査権でしょう、行政不服審査法に明記されている。二十七条から三十一条にちゃんと明記されているのじゃないですか。どうですか。

○政府委員(細見卓君) 審査法のほうはそうでありまして、私が申し上げたのは三十二条で各国有の税法に基づく調査権の行使を妨げないとい書いて

ある、そういう意味です。

○渡辺武君 ちょっとその辺でまた勝手な解釈をされちゃ困りますから、はっきり確認しておきたい。いいですか。国税通則法は、異議申請や審査請求についてこの法律に基づかなければならぬと書いてある。その行政不服審査法の調査権、これは第二十七条から第三十一条、そうですね。ここに定めてあるんですね。答えください。

○政府委員(細見卓君) そのとおりであります。

○渡辺武君 そうして、三十二条には、これも間違ふと困るからはっきり読んでおきますけれども、「前五条の規定は、」つまりいまあなた方が確認した二十七条から三十一条までの五条の規定です。審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない」と、こういうことになっているんですね。

ところで、伺いたいけれども、いま読んだ行政不服審査法の二十七条から三十一条の中に、所得税法の二百三十四条の質問検査権は含まれていない。

○政府委員(吉國二郎君) この段階では当然含まれております。

○渡辺武君 おりません。

○政府委員(吉國二郎君) おります。

○渡辺武君 含まれておるんですか。まことに奇妙な答弁をお伺いする。二十七条から三十一条までの……

○政府委員(吉國二郎君) それは聞き違いでした。三十二条かと思ひました。三十一条まではもちろん不服審査法固有の審査でございます。

○渡辺武君 固有の——私の聞いていたのは、所得税法二百三十四条は含まれているのか、所得税法二百三十四条にはつきり定められている質問検査権は行政不服審査法の二十七条から三十一条までの間に含まれているかということなんです。はっきり答弁してください。

○政府委員(吉國二郎君) 含まれておりません。

○渡辺武君 そうしますと、こういうことになるんですね。三十二条の規定があるから、あなた方は、所得税法二百三十四条とか、法人税法百五十三條から七条とか、こういう各税法の質問検査権が不服審査の場合にも適用できるんだ、こういふわけですね。三十二条の規定がなければ適用できないという結論に達していいでしょう。どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) これは、まさに、先ほど御指摘がありましたように、三十二条は念のため規定であると申し上げたのがその意味でございます。三十二条が創設的な規定ではない、確認的な規定であるという意味でございます。

○渡辺武君 どうもはつきりわからぬのですがね。もう一回説明してください。説明していただきたいところはこういうところなんです。あなたは、この三十二条は説明的な規定だと、こう言われた。しかし、明文でこれは示されているものなんです、説明的な規定かどうかしらぬけれども。とにかく明文で示された法律には従わなければならない、あなた方は、いいですか。その点をはつきり確認した上で説明してください。

○政府委員(吉國二郎君) 三十二条は、審査庁が独自の調査権を持つていふことを、前五条ができたためにそれを行使ができなくなるものではないという規定でございます。

○渡辺武君 その解釈は非常に問題がある、一番最初申しましたけれども。しかし、そうすると、もしこの三十二条の規定がなければ、いいですか、三十二条の規定がなければ、異議申請にせよ、審査請求にせよ、審査庁が行使できる質問検査権、これは行政不服審査法の二十七条から三十一条に定められた調査権に限ると、それ以外にはないということになりますね。

○政府委員(吉國二郎君) 説明的と申しますか、確認の規定という意味は、なくても行使できるという前提であるから、確認の規定という解釈になつてはいるわけでございます。

○渡辺武君 なくても行使ができるということとは明文でどこに書いてあるかということでは私はあなたをいままで追及してきた。明文ではどういふことになってます。勝手な解釈はやめてください。いいですか。説明的な規定だとか、三十二条がなくてもそもそもあるんだ、それはどこに書いてある。明文で書いてないじゃないですか。明文で書いてあるのは、いいですか、先ほど私が申しましたように、現行国税通則法には、国税に関する不服の申し立て、つまり、異議申請にしろ、審査請求にせよ、各税法に別段の定めがない場合は、行政不服審査法の定めるところによるんだと書いてある。そこで、その行政不服審査法、法に基づいて見ている、明文に基づいて。そうでしょう。その行政不服審査法の調査権は二十七条から三十一条以外にない、これはあなた方がいま確認したところなんです。三十二条に規定がある。しかし、もしこの三十二条の規定を除いたらどういふことになる。残ったものは二十七条から三十一条しかないじゃないですか。

○政府委員(細見卓君) そのところで全く見解が食い違つていふことがだんだん明らかになってまいりまして、私どもがこの行政不服審査法三十二条を読みますのは、従来の行政官庁が持つておいた、あるいは審査庁が持つておいた調査権を否定するものではないかという念のため規定と読んでおるわけでございます。この行政不服審査法ができたから、従来のそういう各行政庁が持つておいた調査権をこれによつて否定するものじゃない。行政不服審査法による調査権は、おっしゃるとおり、三十一条までであります。それ以外、調査権というものを否認するものじゃないという念のため規定、そこで渡辺先生との見

ということがちゃんと定められている。まだあります。社会保険審査官及び社会保険審査会法、ここにも、不服申し立てがあったときに、その審査についての規定がある。同時に、また、その場合の調査権についての規定がある。いま、三十二条で、「審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。」というの、まさに他の法令で審査庁である行政庁として持っている権限、調査権も含めて、その行使を妨げないと言っているにすぎない。課税の場合の調査権、質問検査権である所得税法二百三十四条——所得税法には、さっきあなたが確認したように、異議の申し立てについて審査する特段の定めはないじゃないですか。法人税法にもないんだ。その異議の審査をする場合に、こういうふうなやりなさい、その場合の調査権はこれこれだというふうにもし所得税法に定められているならば、それに基づいたらい。その行使を妨げないと言っている。しかし、所得税法にも、法人税法にも、不服申し立てについての審査の特段の定めはない。そうしてまた、その審査にあたって、調査権はどういうふうな発動するか、その規定もない。所得税法二百三十四条というのは、不服申し立て審査の場合の調査権ではないですよ。不服申し立ての場合の審査の場合の調査権というのは、私が申しました公職選挙法二百二十二条、そこには異議申し立てについての審査の規定がある。それからまた、二百六十五条、二百五十三条などにも書かれている。そうして、その場合の質問検査についての規定もある。そういうものですよ。あなた方の解釈は、税金を取るといふ立場でどう都合よく法律をねじ曲げて解釈するか、そういう立場に立って解釈しているから、そんな間違つた解釈が出てくる。勝手な解釈を明文にうたわれている法律の上に置くわけにいかぬのだ。どうですか。

○政府委員(細見卓君) 行政不服審査法の四十八条におきまして、異議申し立てについては審査請求に関する規定を準用するという事になっておりまして、したがって、国税の異議申し立て

についても、この規定は、御承知のように今回の通則法の改正で排除いたしておりますから、したがって、審査庁となる審査庁の調査権限は、先ほど申し上げておる所得税の調査権限である、こういうわけでございます。——間違いました。排除いたしておりますので、したがって、もとの、もとのとおりになるわけであります。

○渡辺武君 その解釈はおかしいですよ。三十二条の「前五条の規定は、審査庁である行政庁」というのは、審査請求のこの場合だけだとおっしゃいましたね。そんなばかことがありませんか。これは不服申し立て一切を審査する審査庁と、そういうことですよ。で、まるっきりなつちやいないじゃないですか。異議申請も審査請求も不服申し立てでしょう。不服申し立てについては変わりない。その不服申し立てを審査する庁が、これがここに書かれている審査庁、これは前のほうを言っちゃいけませんよ。

○説明員(早田肇君) いままで行なっておりますた協議団は、税務署に對しまして上級官庁でございます。国税局長に對するものは審査請求でございますから、一応この三十二条が関係してくるわけでございます。

いま局長のほうで四十八条を準用していると御説明をいたしましたのは、三十二条におきまして、「前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。」ここに關連して御説明したわけでござい

○説明員(早田肇君) もう一度繰り返して申し上げますが、これは法律技術上の問題でございますが、行政不服審査法で、不服申し立ては原則として審査請求、それは処分をした役所の上級官庁に對してするが、その前に法律で定めがある場合には異議申し立てを処分庁にするという二段がまえに法令ができておるわけでございます。それで、ずっと行政不服審査法の初めのほうで書いておりますことは、上級庁に對していたします審査請求についての規定がまず書かれておまして、あとはもう処分庁についての不服申し立て、これはいわゆる異議申し立て、それが書いてござい

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○説明員(早田肇君) ちよつと御説明いたします。いま局長のほうで四十八条を準用していると御説明をいたしましたのは、三十二条におきまして、「前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。」ここに關連して御説明したわけでござい

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○説明員(早田肇君) 四十八条で準用いたしております三十二条の審査庁でございます。異議申し立ては税務署長にいたします。これは行政不服審査法の規定の適用関係では、その上級庁に對する異議申し立てではなくて、処分庁に對する異議申し立てでございますから、いわゆるこのことで申し上げます処分についての異議申し立ての条項の適用になる。その適用になつております四十八条で、そこいらの手続が三十二条にいわばのりなさいという形になつておるということでございます、私が申し上げておりますのは。

○渡辺武君 いまおっしゃつた四十八条というのは、あなたがおっしゃつたのはよくにはよく理解できないのですが、どういふことですか。

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○説明員(早田肇君) 四十八条の意味は——もとに戻りまして、三十二条は、審査庁、これはいわゆる審査請求、二段目の請求の規定でございます。それで、そういう審査請求の前に原処分庁に對して異議を申し立てる、いわゆる始審的な不服申し立て、その手続等について四十八条で規定している。したがって、第一次的な処分を行なつた役所が異議申し立てについていろいろ行為をす

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○説明員(早田肇君) 四十八条の意味は——もとに戻りまして、三十二条は、審査庁、これはいわゆる審査請求、二段目の請求の規定でございます。それで、そういう審査請求の前に原処分庁に對して異議を申し立てる、いわゆる始審的な不服申し立て、その手続等について四十八条で規定している。したがって、第一次的な処分を行なつた役所が異議申し立てについていろいろ行為をす

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

○渡辺武君 どうも、おっしゃることがよくわかりませんね。かりに、あなたの言うように、三十二条の規定が審査請求の場合の審査庁についての規定だというのだったら、三十二条の規定があるから、これは注意規定で、そもそも異議申請に對しての調査権はもととあるんだという議論もおかしな議論じゃないですか。

ろうとなかろうと、これは否定することのできない明文だと思ふ。ですから、その明文に立つ以上、所得税法の二百三十四条その他の各税法が持つ課税行為のための質問検査権、これは不服申し立ての審査の場合には適用できない。それをやりや法の解釈をねじ曲げて適用しようとするから、だから、そもそも権利救済の制度であるべき不服申し立て審査にきびしい罰則のついた調査権を適用するという矛盾にぶつかってくるんだ。権利救済という根本的な趣旨に反したようなそういうことがなせ生まれるのか。これは法の解釈をねじ曲げてやっておるところから来ているんだ。そこところは非常に大事な問題だと思ふ。あなたの方の主張がもしかりに正しいとするなら、どういふことになるか。異議申請の場合には一年以下の懲役、二十万円以下の罰金というようなきびしい罰則のついた所得税法二百三十四条が適用される。いいですね。ところが、審査請求のときにはどうなるか。審査請求のときには、今度の改正案の九十七条でしたか、そしてまたそれについての罰則、これを見てみれば、本人は質問検査を拒否しても処罰されないことになっている。本人は救済されている。審査請求の場合に本人が救済されて、異議申請のときには本人は一年以下の懲役にぶち込まれる、二十万円以下の罰金を取られる。何でそんな区別ができたのです。ひどい矛盾じゃないですか。これは法の体系が一貫していないことを示している。なぜ法の体系が一貫していないか。途中でそれをねじ曲げて解釈して法を適用している人がいるから、あなたの方のように。そうでしょう。この問題は重要な問題だし、もうだいたい時間もたちましたから、この次にあなたの方の答弁をもう一回伺いたいと思ふ。

○政府委員(吉國二郎君) 一つ申し上げておきたいと思ふますが、いまの渡辺先生の御説によりまして、従来の制度三十二条がかりに創設の規定といたしましても、三十二条も所得税及び審査請求について調査権の行使を認めるということになり

ますと、一年以下の懲役その他の規定が、従来は異議申し立てにも審査請求にも適用があった。しかし、今回はそれを排除いたしました。審査請求は国税局の職員がやるものでないから、調査権を排除いたしました。別に軽い罰則にして権利救済の実をあげることにいたしました。これはお認めになると思ふます。つまり、従来よりは審査請求の点についてはかるに軽くなったという点はお認めになると思ふます。従来の行政不服審査法のもとにおいては、いずれも、審査請求も異議申し立ても、同じくきびしい質問検査権の罰則が適用になっておったということも事実であります。したがって、今回の改正は、審査請求において非常に軽減が行なわれておるといふことはお認め願ふと思ふます。

○渡辺武君 そんなことを認めるわけにはまいりませんよ。そうでしょう。大体、現行の国税通則法によれば、明文の示したところによれば、異議申請にしても審査請求にしても、罰則のない行政不服審査法の調査権が適用されるのが正しかった。あなたの方がそのところをねじ曲げて、そうして課税行為の場合のきびしい罰則のついた質問検査権が、異議申請の場合にも審査請求の場合にも適用できる。また、実際適用してきた。

だから、今度の改正案は、それに比べればなるほど軽くなっているように見える。しかし、法の正しい適用である行政不服審査法の五つの調査権、これが正しい適用だ。それと比べれば、まことにひどい調査権になっているんですよ、今度の改正案は。そうでしょう。本人だってそうですよ。事実上質問検査を拒否して、主張の根拠が明らかにならなければその主張を採用しないこともあるよ、こういうことになっておる。そうして、関係人、参考人、これは三万円以下の罰金です。三万円以下の罰金といへば、刑事訴訟法によれば、これは勾留される可能性があるんですよ。そんなひどい罰則が今度はじめて国税通則法の中に公然と盛り込まれた。いままでは、あなたの方がねじ曲げ

て解釈しているから、各税法の質問検査権は適用できると言っているけれども、しかし、現行国税通則法をすなおに読んで、その条文に基づいて厳密に解釈すれば、行政不服審査法の二十七条から三十一條の調査権しかいままでは適用できなかった。あなた方もおそらくそれに気づいていたと思う。気づいていたけれども、それをねじ曲げて解釈して、各税法の質問検査権を適用して、これは大問題になるおそれがあるから、いまのうちに行政不服審査法の手続規定は全部削り落として、そうして、比較にならないほどきびしい質問検査権を今度の改正案に盛り込んだ、これが私は今度の改正案の一つの核心だと思ふ。絶対に軽くなつたなんて言えるものじゃないですよ。そんなことを認めるわけには絶対できない。

○政府委員(吉國二郎君) 三十二条で明文でそれを規定しております。それを御否定になるならばこれはまあそういうことになると思ふますが、従来から、この規定は、一般には――まあ渡辺先生の特種な解釈は別といたしまして、一般に認められた解釈でございまして、三十二条そのものは少なくとも一般の調査権を認めているわけでございますから、従来の法体制においては、異議申し立て、審査請求について罰則が適用があったことは明らかでございます。その点を抜かして、三十一條までおっしゃるのは不公平であらうかと思ふます。やはり、三十二条までお読みいただいて、その上で比較をしていただくと、やはり軽くなつたということであるはずでございます。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和四十五年四月二日印刷

昭和四十五年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局